

(3) 相談内容等

①相談実件数と相談内容の内訳

相談内容	合計	割合
人間関係	13	7.8
家族関係	30	18
男女関係	1	0.6
虐待・DV	1	0.6
経済問題	7	4.2
身体的問題	19	11.4
精神的問題	40	24
検査・治療関係	20	12
職業・労働条件	15	9
進路・将来	9	5.4
その他	12	7.2
合計	167	100

まとめ：コロナ禍の中、電話・メール相談を継続し悩みの解決に向け支援を行った。最も多い相談者は一般県民が 92.8%であり、相談内容では精神的・身体的問題を合わせると 35.4%と多くを占めた。県民の心身問題に関する悩みに対し、看護の専門性を活かし、ゲートキーパーとしての役割を担っていると考える。また、相談者は複数の悩みを抱えていることが多く、どこに相談したら良いか分からないという問い合わせもあることから、様々な悩みの原因を受け止め、相談者に合わせた紹介先を提案する活動は継続していく必要があると考える。

3 千葉県小児救急電話相談事業

目的：夜間に起こる小児の急な病気に対する保護者からの電話相談に応じ、保護者の不安を解消し、適切な受診判断を助け、救急医療の適正な利用を促進する。さらに経験豊かな看護相談員を確保し、相談員の資質の向上と円滑な相談対応ができる体制づくりをする。

実施内容：1) 相談員の登録・管理
2) 相談員の勤務調整
2ヶ月毎に勤務表作成・調整
3) 登録相談員の研修会（年2回）
4) 千葉県小児救急電話相談事業運営協議会

【相談員研修会】

第1回

日時：令和3年1月9日(土) 14:00～16:00

方法：千葉県看護協会主催 Web会議

ねらい：小児のCOVID-19感染症に関して、インフルエンザとの鑑別等も踏まえた最新の知識を得ることにより相談対応に活かすことができる。

内容：【報告】千葉県小児救急電話相談事業調査報告

千葉県小児科医会 会長 佐藤 好範 氏

【講義】「小児のCOVID-19感染症について」

千葉県こども病院 感染症科 長澤 耕男 氏

参加者：18名 (千葉県小児救急電話相談員 17名)
(千葉県小児科医会医師 1名)

第2回

日時：令和3年2月11日(木) 13:00～15:20

方法：小児科医会主催 Web会議

ねらい：小児の疾患等に関する知識や受診判断基準等に関する知識を得ることにより、相談員としての資質の向上を図る。

内容：【講義1】「AMR時代到来！見逃してはいけない小児重症細菌感染症と外来小児領域抗菌薬処方状況アップデート」

兵庫県立こども病院感染症内科 笠井 正志 氏

【講義2】「小児の日常診療に役立つ問診と診察TIPS」

こだま小児科 児玉 和彦 氏

【講義3】「小児整形外科疾患の初期診断と処置のポイント」

千葉こどもとおとなの整形外科 院長 亀ヶ谷 真琴 氏

参加者：千葉県小児救急電話相談員 16名

【千葉県小児救急電話相談事業運営協議会】

令和3年3月15日(月) 寺口会長、井上専務理事、渡辺常任理事出席

VI 指定居宅サービス、居宅介護支援に関する事業

並びに訪問看護の実施に関する事業

1 訪問看護及び居宅介護支援事業実績

1) 訪問看護事業

(1) 看護体制

看護師常勤換算は令和3年3月31日現在7.0名、昨年同時期7.6名。

入職者・退職者0名。常勤看護師3名、非常勤看護師7名で運営。

(2) 利用者状況

	令和2年度	令和元年度	増減
利用者数延(名)	915	867	48
介護保険利用者	557	470	87
医療保険利用者	358	397	△39
訪問回数(回)	5,411	5,103	308
介護保険利用者	2,793	2,279	514
医療保険利用者	2,618	2,824	△206
在宅での看取り(名)	24	43	△19
人工呼吸器装着患者(名)	4	5	△1
小児患者(名)	3	4	△1
難病患者 延べ人数(名)	221	224	△3
がん患者 延べ人数(名)	83	117	△34

月平均訪問看護利用者数は450.9件(前年比+25.6件)、1人1日平均3.3件の訪問を実施している。

(3) 緊急・休日訪問

	令和2年度	令和元年度	増減
緊急訪問延(回)	221	265	△44
日中8時～18時	144	151	△7
早朝6時～8時	9	30	△21
夜間18時～22時	34	54	△20
深夜22時～6時	34	30	4
休日訪問数(回)	183	306	△123
休日緊急訪問延(回)	66	112	△46

(4) 学生実習・研修

	令和2年度	令和元年度
実習生・研修生延数(名)	10	200

(5) 千葉市認知症初期集中支援推進事業（千葉市からの委託事業）への参画

地域支援事業実施要綱（厚生労働省通知）に基づき、千葉市美浜区における、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を設置・運営を令和2年5月から開始した。

チーム員会議を月1回、合計11回開催し、5事例に対し79回訪問のほか、電話・メールによる対応を行った。早期介入の結果、1事例が病院受診、2事例が介護認定を受けた。

2) 居宅介護支援事業

(1) ケアマネージャー体制

常勤換算は1.0名、昨年同時期1.7名、入職者・退職者0名、常勤1名

(令和3年3/31現在)

(2) 利用者状況

年度	利用者数	年齢		性別		地区					介護度					
		1号	2号	男	女	美浜区	中央区	稲毛区	花見川区	その他	支援	介護1	介護2	介護3	介護4	介護5
R2	202	198	4	93	109	143	23	29	0	7	0	89	39	37	29	4
R1	470	424	46	170	300	352	74	15	11	18	0	148	87	108	64	57

実績数が前年の半分以下であった。その中で介護度別要介護1の利用者が全体の40%と多い。要介護2・3・4は20%、5が2%であった。要介護5は前年30%台から大幅に減少している。

令和2年度の利用者は月平均16.8件であり、前年度の38.3件から減少している。新型コロナウイルス流行により、地域連携の会などが開催されなかったことから、あんしんケアセンター等への周知がされなかったことが要因と考える。今後に向け、リモート会議が出来る環境を整えたので周知に努めていく。

Ⅶ その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

1 令和2年度 地区部会活動事業報告

地区	活動実績
千葉	役員会：12/11（Web開催）
市原	役員会：9/2, 10/7, 12/2 進路ガイダンス：12/11 五井会館 参加者 38名 市原市内県立高校7校・看護師等養成所3校
船橋	役員会：11/12（Web開催）
市川	役員会：11/27, 2/19（Web開催）
松戸	役員会：9/18（Web開催）
東葛	役員会：12/12, 2/27
印旛	役員会：8/28, 3/11（Web開催）
利根	役員会：9/18, 11/19
山武	役員会：10/30
長夷	役員会：10/1, 1/15（書面等）
君津	役員会：12/4
安房	役員会：10/3 連絡会：3/17 9施設 参加者13名
<p>総括： 今年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、企画していたイベントや研修等はほとんどが中止となった。その中でも感染対策を徹底しながら、可能な範囲で地区部会の活動を行った。令和3年度は感染状況を鑑みて開催の可否や開催方法を検討していく必要がある。</p>	

要 望 書

令和2年9月10日

千葉県知事 森 田 健 作 様

公益社団法人 千葉県看護協会
会 長 寺 口 恵 子

医療・介護ニーズが増大する2025年における看護職員需給推計について、令和元年11月、「医療従事者の需給に関する検討会看護職員需給分科会の中間取りまとめ」が公表されました。新たな看護職員需給推計については、地域の実情に応じた地域医療構想との整合性の確保や地域偏在是正などの観点を踏まえ、医師の需給推計方法と整合性を図りつつ検討されました。看護職不足は全国的な課題であり、本県においても地域別偏在・領域別偏在など検討すべき重要な課題について丁寧な議論が必要となります。加えて、昨年9月からの災害への対策、新型コロナウイルス感染症対策など県民の生命と生活を脅かす事態が立て続けに起きており、医療・看護に対する期待が大変大きい中、看護職不足は深刻な問題です。

少子超高齢多死社会に向けて、医療は病院完結型から地域完結型への移行が加速し、益々増加する医療依存度の高い在宅療養者や障がい者への支援、社会を支える次世代の子どもたちの健全な育成が求められています。この課題を解決するためには、在宅療養者・障がい者・子育て世代と、専門職や地域住民、自治体等が協働して支える自助・共助・公助のしくみとして、「全世代を対象とした地域包括ケアシステム」の構築が必要であると考えます。

千葉県においては、地域の実情に応じた取組により、県民一人ひとりが健やかに地域で暮らし、心豊かに長寿を全うできる地域社会の実現を目指す様々な事業を展開しておられることと思いますが、市町村によって進捗状況にいまだに開きが見受けられます。

本協会においても、働き方改革や地域包括ケアの推進、健康危機管理対策など社会の動向を見据え、看護職が果たすべき役割を見極めながら、看護の専門性を発揮し、県民の健康な生活を支えるべく、看護職の定着・確保、質の高い看護の提供、地域包括ケアにおける看護提供体制の推進、災害・感染症対策などの各種事業を進めてまいります。また、既存の事業を見直して必要な事業を強化・発展させるとともに、地域包括ケアシステムの構築を推進するため、多職種連携を強化し、組織を超えた協働により、「全世代を対象とした地域包括ケアシステム」の推進・充実に向けて、会員の総力を結集して進めてまいります。

よって、令和3年度予算の編成に当たり、以下の事項について御配慮賜りますよう、要望いたします。

要望事項

I 2025 年を見据えた看護職の定着・確保の推進

本県の人口 10 万対の看護職数は増加しているものの、全国的には少ない状況にある（千葉県 935.4 人、全国平均 1,275.6 人）。

一方、2025 年までの高齢化率は全国第 3 位のスピードで上昇し、2025 年には約 8,800 人の看護職不足が推計されており、看護職の定着・確保対策は喫緊の課題である。課題解決に向けて、県民に安心して安全な質の高い医療・看護を提供するためには、看護職の魅力等広報戦略と質の高い看護職の養成、看護の専門性を発揮し働き続けられる環境づくりが必要である。一方で、看護の道に進む人材の確保、県内就業率をアップするなどの取組が必要である。

よって、ナースセンター事業のさらなる推進、働き続けられる職場環境づくりについて、より一層の支援をいただきたい。

II 質の高い看護の提供体制の整備

医療技術が日進月歩で発展している中、看護に必要な最新の知識や技術を修得し、質の高い看護を提供することは看護職の使命である。そのため、看護職には、生涯を通じて専門性の高い看護の知識や技術の修得に努めることが求められるとともに、学会や研究・調査等を通じ、より専門性を活かした看護の開発に取り組んでいくことが必要である。

よって、生涯教育の開催、学会や調査への支援、認定看護師や専門看護師、特定行為に係る研修等、専門資格の取得への支援をいただきたい。

III 地域包括ケアシステムの構築の推進

少子超高齢多死社会に向けて、全世代を対象とした地域包括ケアシステムの整備が求められている。医療は病院完結型から地域完結型への移行が加速し、障がい者・医療依存度の高い在宅療養者の増加等、訪問看護の需要は益々増大している。

一方、少子社会における健全な妊娠・出産・育児（虐待含む）に対する切れ目のない支援の必要がある。また、近年の災害や感染症拡大への対応も地域全体を対象に取り組むべき大きな課題である。こうした事態に対処するため、地域における働く場を超えた看護職同士の連携をベースに、多職種の協働へと拡大し、支援ネットワークへと発展させていくことが求められている。

よって、地域包括ケアの推進に係る訪問看護師・保健師の確保（増員）・育成、看・看連携、小児や障がい者、高齢者等の退院支援、多職種連携の強化による地域包括ケアの推進について引き続き支援をいただきたい。

要望事項詳細

I 2025年を見据えた看護職の定着・確保の推進

人口10万対の看護職数は全国と比較すると低位であり、2025年には約8,800人の看護職不足が推計されている本県では、看護職の定着・確保対策は喫緊の課題である。課題解決に向けては、県民に安心して安全な質の高い医療・看護を提供するために、看護職の魅力等広報戦略と質の高い看護職の養成、看護の専門性を発揮し働き続けられる環境づくりが必要である。一方で、看護の道に進む人材の確保、県内就職率のアップにつながるような取組が必要である。

このような状況から、対応策として、看護学生の確保、潜在看護職の再就業支援、及び定着支援の3本柱を掲げ、支援体制を充実・強化し、実効性の高い戦略を検討しながら実践してきている。

よって、看護学生の育成と県内定着、ナースセンター事業のさらなる推進、働き続けられる環境づくりについて引き続き支援をいただきたい。

1. 看護職のワーク・ライフ・バランスの推進

看護職は、夜勤・交代制勤務等の労働負荷に加えて、時間外勤務が常態化しており、有給休暇も取得できないなど、厳しい労働環境が続いている。看護の専門性ややりがいの担保のために、タスク・シフティングやタスク・シェアリングによる業務分担を有効に生かし、仕事と家庭の両立が困難となる看護職の離職を予防することが必要である。本協会では、働き続けられる職場環境の整備としてワーク・ライフ・バランスの推進に取り組み、取組施設では一定の成果を得ている。しかし、中小規模病院等の施設では多様な働き方を推進するための人員確保が必要となる等課題が多く、医療勤務環境改善支援センターの活動に期待しているところである。

一方、看護職の勤務環境では、病院内での患者や訪問看護時の利用者・家族からのハラスメントが問題とされている。また、電話相談では職場の同僚や上司からのハラスメントに関する事案が増えつつあり、退職理由として人間関係によるものも増加している。

また、新規採用者が、専門職としての自覚と責任を持つためには、入職時から看護師免許の交付を受けていることが必要である。

よって、以下の事項について実施されたい。

- ア. 医療勤務環境改善支援センター事業の充実
- イ. 看護補助者の確保への支援
- ウ. 看護職のハラスメント対策の実施
- エ. 24時間対応の病児病後児保育所・院内保育所の増設・拡充への支援、保育

時間の延長や学童保育の年齢引き上げへの支援、保育費用の助成
オ. 新卒看護師の免許早期交付のための申請手続きのスピード化

2. ナースセンター事業の充実強化

現行の離職時等の届出制度は、努力義務のため再就業に向けた情報の活用に至っていない現状がある。看護職確保のためには、多様な場に存在する全ての有資格者の把握・データベース化など新たな人的資源の確保対策に取り組む必要がある。そのためには、医師・歯科医師・薬剤師と同様に未就業者を含む全ての資格保有者の届出の義務化と、資格情報の適切な管理・活用による潜在看護職を含んだ看護職の確保対策を構築し、従来からの看護職不足の解消と災害・感染症拡大などの緊急時にも対応できる体制を作る必要がある。

本センターも新型コロナウイルス感染症の流行等の社会情勢を配慮した復職支援策として、研修プログラムに感染症対策、医療安全等を追加して、復職者を増やすため従来の事業を充実してきているが、さらなる事業充実のためには、求職者・求人施設の登録数の増加と相談・その後のフォローアップなど、きめ細かく継続的な支援を実施する必要がある。

よって、復職支援の促進に向けて、以下の事項について実施されたい。

- ア. 就業相談推進アドバイザーの活動への継続支援と活動費増額
- イ. プラチナナース研修、潜在看護職の職場復帰のための基礎技術講習会等研修会等の充実への継続支援
- ウ. 地域における再就業基礎技術講習会と合同就職説明会への継続支援

3. 看護学生の臨地実習体制の整備

県内で急増している看護大学等においては、看護の基礎教育の重要な柱である臨地実習施設の確保が厳しい状況にある。中でも、助産師学生の実習においては正常分娩症例数を確保できる実習施設（病院）が少なく、実習が困難な状況がある。急性期から慢性期、病院と地域等切れ目のない医療・看護の体制の実際を学ぶ上でも中小規模病院・診療所等への実習施設の拡大が必要である。看護の臨地実習は、学内で学んだ知識・技術・態度の統合を図り、看護実践能力を習得する極めて重要な機会であり、そのためには指導する専任教員及び実習指導者の質・量の確保が不可欠であり、実習指導者がいない中小規模病院等の施設においては、看護教員を派遣することで実施を可能にできる。

また、看護学生は就業先として、臨地実習施設を選択することが多く、県内就業の推進のためにも実習施設の確保、新たな実習施設の拡大は重要である。

よって、以下の事項について実施されたい。

- ア. 看護教育の質向上を図るため、計画的な看護教員の養成
- イ. 看護教員の実習施設派遣に係る費用の助成
- ウ. 臨床実習指導者講習会の定員・開催回数の増と開催日程の早期公表・周知
- エ. 看護学生受け入れ施設への助成（特に、産科・訪問看護ステーション等）
- オ. 臨床実習施設数の増加・実習環境整備への支援

4. 千葉県保健師等修学資金貸付制度の拡充等の経済的支援

看護系大学が増える中、大学で学ぶ学生の学費等の経済的負担も増している。看護学生の就学を容易にし、県内における看護職の確保及び質の向上に資するためには修学資金の貸し付けや学費の安い公立の看護師等学校養成所の定員数の増加等の経済的支援によって、看護学生が安心して勉学に集中できるよう、以下の事項について制度の拡充を図られたい。

- ア. 貸付額の増額
- イ. 貸付対象者数の拡大
- ウ. 県立看護師等学校養成所の定員増

5. 准看護師の教育環境の確保と進学コースの存続

准看護師養成停止が実現するまでの間は、准看護師養成校の教育環境の確保、並びに県立看護専門学校等、進学コースとなる2年課程は存続されたい。

また、県内に就業しながら資質向上を目指すことができるよう、通信制看護学校の新設等の支援を願いたい。

II 質の高い看護の提供体制の整備

看護職は、質の高い医療・看護を提供することによって、人々の健康な生活の実現に貢献することを使命としている。そのため、生涯を通じて、安全で安心な専門性の高い看護の知識・技術の修得に努めるとともに、多様化する時代や社会のニーズに応えるため、学会や研究・調査等を通して、より専門性が生かせる看護開発への取組を進めていく。

よって、質の高い看護の提供体制の整備について、支援をいただきたい。

1. 看護の質向上を目的とした研修の開催と教育環境の整備

医療技術は日進月歩で発展している。看護職は生涯を通じて、可能な限り最新の医療情報をキャッチし、習熟しながら知識や技術を研鑽することが、質の高い看護の提供につながるるとともに、医療安全の上からも肝要である。

また、県立大学の充実を図り優秀な看護職を県内に定着させることで看護の質の向上を図ることが可能となる。

よって、以下の事項について支援をいただきたい。

- ア. 生涯を通じて専門性を高めるために必要な知識・技術の習得研修
- イ. 保健師のキャリア形成を意識した現任教育体制の整備(統括保健師の配置)
- ウ. 県立大学に大学院を設置及び施設の充実

2. 専門分野における質の高い看護師の育成と処遇

2015年に特定行為の研修制度が施行され、一定の研修修了看護職が医療行為の一部を手順書によって実践している。これまでも、がん、感染、精神、糖尿病、認知症、救急、訪問看護等に精通した専門看護師や認定看護師が育成・輩出され、災害・感染症対策においても県民に質の高い看護を提供している。それには、専門・認定看護師の役割を十分に発揮できるようにコーディネートする認定看護管理者の役割が大きく、看護職の定着・確保の推進及び医師のタスク・シフティングやタスク・シェアリングにもつながっており、成果を上げているところである。

よって、以下の事項について実施されたい。

- ア. 特定行為研修修了者、認定看護管理者、専門・認定看護師の資格修得に係る費用等への助成
- イ. 上記資格修得に係る奨学資金の創設
- ウ. 認定看護師教育機関の設置

3. 看護基礎教育4年制化を見据えた体制整備について（国への要望）

少子超高齢多死社会において、看護職には患者・家族等の個別ニーズへの対応や、入院時から在宅での生活を予測する支援、さらには在宅での看取りまでを視野に入れた総合的な看護が求められている。一方、これまでの看護基礎教育は、科目数は増やしてきているものの、総時間数は増やさずこれらに対応してきた。しかしながら、これからは、より複雑・多様化した対象者が急増し、臨床推論力や在宅領域の実践力をベースにした総合的な看護力が求められる。

こうしたことから今後の社会ニーズに応えるには、教育時間数の増加は不可欠であると考え。加えて、この度の新型コロナウイルス感染症拡大のような事態が起きた場合など、3年制では実習で十分な学びを得られないまま卒業し、看護職として就業することになるが、4年制であれば教育時間の確保は可能である。

よって、看護基礎教育年限を3年から4年に延長していただくよう、国に要望していただきたい。

4. 医療機関における医療安全推進体制の強化

2015年10月から医療事故の再発防止を目的とした医療事故調査制度が始動している。県民に安全で質の高い医療を提供することは、医療者の究極の使命であ

るとともに、県民と医療者との信頼関係の醸成にも大きく貢献するものである。

よって、各医療機関における医療安全推進体制の強化や組織的な取組について、引き続き支援をいただきたい。

ア. 各医療機関における専従の医療安全管理者の配置推進

イ. 医療安全大会や医療安全地区担当者交流会（研修）の共同開催

Ⅲ 地域包括ケアシステムの構築の推進

少子超高齢多死社会を背景に全世代を対象とした地域包括ケアシステムの構築が求められている。増え続ける医療・介護のニーズ、子どもの健全な育成に対応するためには、地域の実情や対象に応じた地域包括ケアシステムの構築が必要である。

また、昨年度の県内広範囲に被害のあった災害や新型コロナウイルス感染症などの問題は全世代に及び、地域全体で対応しなければなりません。そのためには、不足している訪問看護師・保健師の確保（増員）・育成、臨床看護師と訪問看護師による看・看連携の強化、高齢者や医療的ケア児、障がい者の退院支援システムの構築、多職種との連携による支援（チームケア）の組織化を進めていく必要がある。

よって、以下の事項について支援をいただきたい。

1. 訪問看護の充実・強化

2020年7月現在の県内における訪問看護ステーション数は408ヶ所、人口10万人対6.5で、5年間で121ヶ所増えている。一方、訪問看護師数は、2018年10月1日現在2,344人で、2017年に比較して1年間で518人増加しているものの、小規模事業所が約7割を占めており、多くのステーションが設置要件ぎりぎりまで運営している現状にある。全国的にも人口10万人当たりの訪問看護師数はワーストの状況にある。

よって、以下の事項について支援をいただきたい。

ア. 訪問看護師の確保・育成のための体制づくりの支援

イ. 訪問看護師の現任教育への支援

ウ. 訪問看護ステーションにおける看護学生受け入れへの助成

エ. 訪問看護ステーション開設後に子育て等による離職者が発生した場合の人員要件の緩和措置（一定期間の経過措置）

オ. 訪問看護行為における路上駐車禁止の除外手続きの簡素化と有効期間延長

2. 地域包括ケアシステムの構築の推進

少子超高齢多死社会の進展に伴い、医療は病院完結型から地域完結型への移行が加速化し、医療的ケア児や認知症、精神障がい者等、医療と介護の両方の支援を必要とする在宅療養者（児）が増加している。

県として、地域単位で、働く場を超えた多職種間の連携・協働をベースに、その連携を県民や関係機関の協働へと拡大し、支援ネットワークへと発展させていくことが求められる。

よって、以下の事項について推進していただきたい。

- ア. 地域における多職種連携の推進（看・看ケアマネ連携を含む）
- イ. 小児や障がい者、高齢者等の退院支援システムの強化
- ウ. 医療的ケア児や精神障がい者など在宅療養支援システムの構築
- エ. ライフステージに応じた地域包括支援システムの構築

3. 地域包括ケアシステムを推進するための環境整備

従来の、急増する高齢者を中心とした医療・介護に対応する地域包括ケアシステムを、高齢者社会の未来を支える子どもたちの健全育成まで拡大した「全世代を対象とする地域包括ケアシステム」は、まさに地域づくりであり、関係多職種の連携と環境整備により推進する必要がある。

よって、以下の事項について支援をいただきたい。

- ア. 地域包括を担う統括保健師の人員確保
- イ. 慢性的な自治体保健師の人員不足の解消、産休・育休を考慮した人員確保
- ウ. 子育て世代包括支援センターにおける助産師と市町村の連携強化
- エ. 産後ケアの対象児月齢拡大とケアセンター・訪問事業への助成金の創設
- オ. 精神疾患患者の日中・夜間の医療機関受け入れ円滑化（特に県立医療機関）

4. 災害・感染症に対する体制の整備

災害・感染症拡大等の緊急時には、平常時以上に迅速な対応が必要とされる。県の方針の明確化と情報提供、関係各機関・団体や多職種等の緊密な連携と情報共有など、看護職が必要とされる場所でその機能を十分に発揮するために体制整備が必要である。

よって、以下の事項について支援をいただきたい。

- ア. 自治体主導の情報共有・関係機関連携による迅速な対策の実施
- イ. 医療機器・医療材料の安定的な供給体制の整備
- ウ. 検査体制の体系化
- エ. 従事者への補償と精神面への支援
- オ. 施設・事業所等の経営健全化への支援
- カ. 三密を避けるためのIT化推進及び財政支援

新型コロナウイルス感染症対策にかかる要望（抜粋）

- (1) 自治体主導の情報共有・関係機関連携による迅速な対策の実施
 - ア. 対応方針の早期決定、地域特性を考慮した方針決定
 - イ. 第2波に対する方針の明確化と安全な患者受け入れのシステム構築
 - ウ. 自治体主導による役割分担（患者のトリアージ・医療機関の役割分担・臨時施設を含む病床と人員確保）と連携の推進
 - エ. 県調整本部・保健所（圏域の違い）・DMA T等の情報共有による的確な指示・命令系統の確立
 - オ. 医師会・担当医・ICT医師の連携強化による方針の統一
 - カ. 感染症指定病院への指示命令の徹底
 - キ. 小規模事業所を対象とした、対応・判断のための相談窓口の設置
 - ク. 医療状況ひっ迫予防のため、臨時病院・軽症者ホテルの開設基準を決め計画的にタームリーな開設をし医療機関の負担を軽減する
- (2) 医療機器・医療材料の安定的な供給体制の整備について
 - ア. 不足する医療材料（マスク・フェースシールド・ガウン・消毒液）の提供
 - イ. 医療機器（陰圧式医療用テント）の無料貸し出し
 - ウ. 資材備蓄センターの設置・県での一括購入による提供
 - エ. 衛生材料（マスク・フェースシールド・ゴーグル・エプロン・ディスポ手袋・消毒液等）の介護施設への優先的な確保と高騰時の助成
 - オ. 感染指定医療機関のみでなく、地域の老人保健施設・個人病院・クリニック・訪問看護事業所等すべての施設・医療機関へのPPEの安定供給の確保
- (3) 検査体制の体系化
対象を感染疑い患者・術前患者に拡大し、民間委託を含めたPCR検査の普及と検査費用の補償、抗原検査・抗体検査等の体系化を推進する
- (4) 従事者への補償と精神面への支援
 - ア. 夜間休日を問わず従事する看護職・感染管理専門職・受け入れ調整者への手当支給
 - イ. 危険手当、タクシー代、食事の提供等の支援
 - ウ. 感染防止で帰宅できない職員の宿泊施設借り上げ・宿泊費用の支給
 - エ. 職員の安全保障と経営のための継続的な補助金の支給
 - オ. 感染症に関する恐怖感の克服、長期化する感染症対策によるストレス等でモチベーションが下がらないように、心のケアができる相談窓口の設置
- (5) 施設・事業所等の経営健全化への支援
 - ア. 診療制限・感染病床確保に伴う医療施設への経済的補償の実施
 - イ. デイケア利用縮小・休業への補償、感染症予防を優先に伴う施設類型加算要件への配慮・人的配慮
- (6) 三密を避けるためのIT化推進及び財政支援
 - ア. IT環境整備に関する助成金の支給
 - イ. 治療等の関係機関でのWeb会議等による連携体制づくりの推進

千葉県知事 森田 健作 様

公益社団法人千葉県看護協会
会長 寺 口 恵 子

新型コロナウイルス感染症対策に関する要望書

国により新型コロナウイルス感染症対策が進められており、医療機関・介護施設・介護サービス事業等における基準緩和等の柔軟な対応について示されているところですが、重症化リスクの高い県民の命を守り、感染拡大を防止するために、地域医療介護提供体制を強化する観点から、下記のとおり要望いたします。

記

1 医療機関・介護施設・訪問看護事業所等に対する衛生材料の確実な供給

医療機関はもとより、介護施設・訪問看護事業所等においても、慢性疾患を有する高齢者や医療的ケア児等、感染リスクの高い利用者にケアを提供している。しかし、マスクやアルコール等消毒薬をはじめとする衛生材料の十分な確保ができないことから、通常の感染防止手順を遵守した適切な感染予防、感染拡大防止に取り組むことができず、利用者の安全確保が困難な状況が発生している。

県において、マスク、アルコール等消毒薬等の衛生材料を確保し、医療機関のみならず介護施設・訪問看護事業所等が必要とする数を確実に安定的に供給されたい。

2 医療的ケア児を養育する家庭等に対する衛生材料等の確実な供給

医療的ケア児は、重症度や疾病特性に応じて利用する制度が医療、福祉、難病等の複数にまたがり、また、年齢に応じて生活の場が家庭から学校へと拡大することから、対象児が網羅的・一元的に把握されていない現状にある。アルコール等消毒薬などのニーズ把握においては、家庭等の必要数が見落とされることのないよう、市町村等と連携するなどして、確実に物資が届くよう体制を構築されたい。

3 地域における感染管理に関する専門性の高い看護師の活用による体制整備の強化

介護施設等においては、感染した際に重症化するリスクが高い高齢者等が多く、また、多数の入所者に同一の職員がケア提供を行うことから、施設内での確実な感染予防・感染拡大防止のための対策が不可欠となる。

そのため、県が介護施設等の感染対策が適切に行われているか把握し、地域内の感染管理に関する専門性の高い看護師等と連携した助言・支援を実施するための体制整備を進められたい。

千看協発第21号
令和2年4月28日

千葉県知事 森田 健作 様

公益社団法人千葉県看護協会
会長 寺口 恵子

新型コロナウイルス感染症対応している看護職に対する危険手当の 支給等について

現在、日本国内の複数の地域で感染経路が明らかでない新型コロナウイルス感染症の患者が散発的に発生しており、国民・医療関係者が一体となって拡大防止に努めております。さらには、無症状者が別の疾患等で医療機関を受診することなどによって、院内感染が生じ、医療従事者は、自身が感染する、自身が感染の媒介者になるかもしれない不安や恐怖を感じながら職務にあたっています。

なかでも看護職は24時間、365日患者に関わっており、感染に対するリスクは甚大です。

また新型コロナウイルス感染症に対応している医療機関の看護職は、「感染するから保育を拒否される」「感染するからタクシーから乗車拒否される」などの謂れのない誹謗中傷を受けています。

国難ともいわれる今般の状況において、自らの危険を顧みずに業務に従事している看護職に、危険手当等を支給していただきますようお願いいたします。

【要望1】

下記のとおり、新型コロナウイルスに感染した患者に対応した、又は対応する可能性が高い看護職一人ひとりに対し、危険手当を支給されたい。

記

1 対象となる看護職

新型コロナウイルスに感染した患者又は感染した疑いのある患者に対応した看護職及びその補助を行った看護職

2 支給方法

危険手当を大幅に増額し、対象看護職個人に支給すること。

3 支給期間

日本国内で初めて新型コロナウイルス感染が確認された日から、新型コロナウイルスの蔓延がほぼ終息したとして別に定める日まで

【要望2】

要望1に記載した看護職が帰宅せずホテル等に宿泊した場合、当該看護職に対し1泊につき15,000円を上限に宿泊費の補助（病院において費用を負担している場合は医療機関に対して補助）を行っていただきたい。

千葉県知事 森田 健作 様

公益社団法人千葉県看護協会
会長 寺 口 恵 子

妊娠中の看護職員の休業に伴う代替職員の確保について

新型コロナウイルス感染症の増加を受けて、医療機関に勤務する妊娠中の看護職員より感染のリスクがある勤務環境について相談等があることから、現状報告とともに、下記のとおり対応について要望いたします。

記

<現状>

- ・ 国内では、新型コロナウイルス感染者が増加し、感染症指定医療機関だけでなく一般の医療機関に感染症患者在診する可能性が高くなっている。
- ・ 4月1日、13日に厚生労働省より「妊婦の方々などに向けた新型コロナウイルス感染症対策」が発出され、職場での配慮等について要請された。
- ・ しかし、医療従事者については、テレワークが不可能であることから、妊娠中の看護職員は出勤せざるを得ない状況がある。
- ・ 妊娠中の看護職員からは、発熱、呼吸器症状のある患者に対しても受け持ちを行っており、不安だという相談が複数届いている。
- ・ 妊婦は、新型コロナウイルス感染患者のハイリスクであり、一般的には妊婦が肺炎を発症すると重症化する可能性がある。

<要望>

医療機関（病院又は診療所）が妊娠中の看護職員の休業に伴って代替職員を雇用した場合に、その所要経費（賃金等）に対する補助金の支給をお願いしたい。

令和2年5月15日

千葉県知事 森田 健作 様

公益社団法人千葉県医師会
会長 入 江 康 文
(公印省略)

公益社団法人千葉県看護協会
会長 寺 口 恵 子
(公印省略)

**国の交付金の活用による新型コロナウイルス感染症対応している
医師及び看護職員に対する危険手当の支給等について（依頼）**

先般、国の補正予算が成立し、5月1日、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の制度要綱が内閣府から各都道府県に通知されました。本交付金は、感染拡大防止策や医療提供体制の整備をはじめとして非常に幅広い事業を対象としています。

また、4月30日、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」の交付要綱が厚生労働省から各都道府県に通知されました。こちらも感染予防対策や医療提供体制の整備等について都道府県を支援するためのものです。

そして、5月8日、新たに「新型コロナウイルス感染の拡大に対応する医療人材の確保の考え方及び関係する支援メニューについて」の事務連絡が厚生労働省から各都道府県に発出されました。ここでは、地域における医療人材確保策と活用できる予算措置等について記載されています。

つきましては、内閣府の臨時交付金及び厚生労働省の包括支援交付金について、その積極的な活用を図っていただくことにより、新型コロナウイルス感染症対応している医師及び看護職員に対し、下記のとおり危険手当等を支給していただきますようお願いいたします。

記

1 危険手当の支給

新型コロナウイルスに感染した患者又は感染した疑いのある患者に対応した医師並びに看護職員及びその補助を行った看護職員一人ひとりに対し、危険手当を支給されたい。

2 宿泊費の助成

上記1の医師及び看護職員が、帰宅せずホテル等に宿泊した場合、当該医師及び看護職員に対し1泊につき15,000円を上限に宿泊費の補助（病院において費用を負担している場合は医療機関に対して補助）を行っていただきたい。

3 妊娠中の医師及び看護職員の休業に伴う代替職員の雇用支援

医療機関（病院又は診療所）が妊娠中の医師及び看護職員の休業に伴って代替職員を雇用した場合に、その所要経費（賃金等）に対する補助金の支給をお願いしたい。

令和3年1月22日

千葉県知事 森田 健作 様

公益社団法人千葉県看護協会
会長 寺 口 恵 子
(公印省略)

一般社団法人千葉県訪問看護ステーション協会
会長 山 崎 潤 子
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの訪問看護師等 への早期接種に関する要望書

新型コロナウイルス感染症が蔓延する中で、訪問看護師は、在宅の新型コロナウイルス感染者の療養を支え続けています。訪問看護利用者の同居家族が新型コロナウイルスに感染した場合や、利用者本人に感染を疑う症状がある場合であっても、訪問看護師は休みなく利用者のもとでサービスを提供し続けています。また、新型コロナウイルス感染者の自宅療養及び宿泊療養においても、自治体からの要請により訪問看護ステーションが支援を行っている例があります。

この訪問看護師の状況は、病院や診療所の看護師と何ら変わるところはありません。訪問看護師が感染しないこと、利用者に感染させないことが重要です。

しかしながら、現状では、早期に接種する医療従事者等の範囲に訪問看護ステーションの訪問看護師等が記載されておりません。

感染が急拡大している現状では、入院対象であっても入院調整に期間を要するために自宅待機を求められるケースが発生しており、今後も増大するものと予想されます。訪問看護師はこうした自宅療養や自宅待機を行う患者を支えていかなければなりません。

一方で、訪問看護ステーションは小規模事業所が多く、感染者が発生するとたちまち休業に追い込まれます。在宅医療を担う訪問看護従事者がいかに感染を予防し、悪化を防止するかは、地域の医療崩壊を招かないための最重要事項の1つです。

訪問看護ステーションの訪問看護師等を早期接種の対象である医療従事者の一員として明記し、自治体等に周知されるよう国に要望していただきたく、切にお願い申し上げます。

【要望】 訪問看護ステーションの訪問看護師等をワクチンの早期接種医療従事者の範囲に明記し、関係者に周知すること。

令和2年度 県・市町村及び関係団体の委員等受託状況一覧

審議会・協議会等名称	役職名	協会職	氏名
君津中央病院企業団運営委員会	委員	会長	寺口恵子
健康ちば地域・職域連携推進協議会	委員	会長	寺口恵子
千葉県医療審議会	委員	会長	寺口恵子
千葉県介護予防市町村支援検討会議	構成員	会長	寺口恵子
千葉県看護連盟	顧問	会長	寺口恵子
千葉県がん対策審議会	委員	会長	寺口恵子
千葉県公衆衛生協会	理事	会長	寺口恵子
千葉県国民保護協議会	委員	会長	寺口恵子
千葉県在宅医療推進連絡協議会	構成員	会長	寺口恵子
千葉県社会福祉協議会	評議員	会長	寺口恵子
千葉県周産期医療審議会	委員	会長	寺口恵子
千葉県身体障害者福祉事業団	理事	会長	寺口恵子
千葉県男女共同参画推進懇話会	委員	会長	寺口恵子
千葉県男女共同参画推進連携会議	構成員	会長	寺口恵子
千葉県歯・口腔保健審議会	委員	会長	寺口恵子
千葉県プライマリ・ケア研究会	顧問	会長	寺口恵子
千葉県防災会議	委員	会長	寺口恵子
千葉県高齢者保健福祉計画策定・推進協議会	委員	会長	寺口恵子
千葉県新型インフルエンザ等対策連絡会議専門部会	委員	会長	寺口恵子
ちば県民保健予防財団	理事	会長	寺口恵子
ちば県民保健予防財団審議会	委員	会長	寺口恵子
千葉大学医学部附属病院有識者懇談会	委員	会長	寺口恵子
千葉中央看護専門学校第三者学校評価委員会	委員	会長	寺口恵子
東金九十九里地域医療センター評価委員会	委員	会長	寺口恵子
日本看護協会	地区理事	会長	寺口恵子
ナースセンター事業運営に関する検討委員会	委員長	会長	寺口恵子
国立がん研究センター東病院認定看護師教育課程教員会	委員	会長	寺口恵子
松戸市病院事業経営改革委員会	委員	会長	寺口恵子
千葉県救急・災害医療審議会	委員	会長	寺口恵子
千葉県立病院運営検討会議	委員	会長	寺口恵子
千葉県立病院群研修管理委員会	委員	会長	寺口恵子
ちばアクアラインマラソン実行委員会	委員	会長	寺口恵子
千葉県看護功労者知事表彰選考会議	委員	会長	寺口恵子
家庭等における暴力対策ネットワーク実務者連絡会議	委員	会長	寺口恵子
介護保険事業支援計画（高齢者保健福祉計画）千葉圏域連絡会議	委員	会長	寺口恵子
千葉県糖尿病対策推進会議	委員	会長	寺口恵子
千葉県小児保健協会	理事	会長	寺口恵子
千葉県医療推進協議会	副会長	会長	寺口恵子
千葉県介護保険関係団体協議会	監事	会長	寺口恵子
千葉県学校保健学会	理事	会長	寺口恵子

審議会・協議会等名称	役職名	協会職	氏名
千葉県精神保健福祉協議会	理事	会長	寺口恵子
千葉地域医療構想調整会議	委員	会長	寺口恵子
障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり推進会議	委員	会長	寺口恵子
千葉県感染症対策審議会	専門委員	会長	寺口恵子
千葉市地域保健医療協議会	委員	会長	寺口恵子
千葉市病院事業のあり方検討委員会	委員	会長	寺口恵子
千葉県社会福祉審議会	委員	会長	寺口恵子
健やか未来都市ちばプラン推進協議会	理事	会長	寺口恵子
千葉市病院運営委員会	委員	会長	寺口恵子
千葉市保健医療事業団	理事	会長	寺口恵子
関東地域の医療機関における電波利用推進協議会	構成員	会長	寺口恵子
東邦大学全学自己点検・評価実行委員会諮問機関検討会	委員	会長	寺口恵子
千葉県医師会入退院支援推進委員会	委員	会長	寺口恵子
東邦大学健康科学部生命倫理委員会	委員	会長	寺口恵子
千葉県地域福祉支援計画策定・推進協議会	委員	専務理事	井上恵子
千葉県医療介護総合確保促進会議	委員	専務理事	井上恵子
千葉県保健師現任教育推進会議	委員	専務理事	井上恵子
ちば県民保健予防財団倫理審査委員会・利益相反委員会	委員	専務理事	井上恵子
千葉市健康づくり推進協議会	委員	専務理事	井上恵子
千葉市防災会議	委員	専務理事	井上恵子
千葉市国民保護協議会	委員	専務理事	井上恵子
ちば県民保健予防基金事業助成審査会	委員	専務理事	井上恵子
公益財団法人千葉ヘルス財団	理事	専務理事	井上恵子
千葉県後期高齢者医療懇談会	委員	専務理事	井上恵子
千葉県国民健康保険団体連合会保健事業支援・評価委員会	委員	専務理事	井上恵子
千葉いのちの電話評議員会	評議員	常任理事	内山弘子
千葉県プライマリ・ケア研究会	世話人	常任理事	内山弘子
千葉県地域リハビリテーション協議会	協議会員	常任理事	内山弘子
千葉県アレルギー疾患医療連絡協議会	委員	常任理事	内山弘子
千葉県移行期医療支援連絡協議会	委員	常任理事	内山弘子
千葉県認知症対策推進協議会	委員	常任理事	内山弘子
千葉県がん対策審議会緩和ケア推進部会	専門委員	常任理事	内山弘子
千葉県看護連盟	監事	常任理事	内山弘子
千葉市立海浜病院地域医療支援病院運営委員会	委員	常任理事	内山弘子
千葉市立青葉病院地域医療支援病院運営委員会	委員	常任理事	内山弘子
千葉県国民保護協議会幹事会	幹事	常任理事	内山弘子
千葉市青葉看護専門学校カリキュラム検討委員会・自己評価委員会	委員	常任理事	内山弘子
鎌ヶ谷総合病院運営協議会	委員	常任理事	内山弘子
千葉県立鶴舞看護専門学校学校関係者評価会議	委員	常任理事	内山弘子
日本看護協会推薦委員会	委員	常任理事	内山弘子
千葉県社会福祉協議会明るい長寿社会づくり推進機構運営協議会	委員	常任理事	渡辺尚子

審議会・協議会等名称	役職名	協会職	氏名
千葉県福祉人材センター運営委員会	委員	常任理事	渡辺尚子
千葉県要保護児童対策協議会	委員	常任理事	渡辺尚子
千葉市在宅医療推進連絡協議会	委員	常任理事	渡辺尚子
千葉市社会福祉審議会	委員	常任理事	渡辺尚子
公益財団法人千葉ヘルス財団企画委員会在宅ケア部会	委員	常任理事	渡辺尚子
千葉県総合支援協議会療育支援専門部会	委員	常任理事	渡辺尚子
千葉県総合支援協議会相談支援専門部会	委員	常任理事	渡辺尚子
次世代育成支援対策千葉県協議会	構成員	常任理事	渡辺尚子
千葉県医療的ケア運営会議	委員	常任理事	渡辺尚子
千葉県介護保険関係団体協議会	幹事	常任理事	渡辺尚子
千葉県がん診療連携協議会がん看護研修部会	委員	常任理事	渡辺尚子
千葉市要保護児対策及びDV防止地域協議会代表者会議	委員	千葉地区 地区部会長	石井邦子
千葉市防災会議	幹事	千葉地区 地区部会長	石井邦子
千葉市国民保護協議会	幹事	千葉地区 地区部会長	石井邦子
千葉市難病対策地域協議会	委員	千葉地区 地区部会員	瀧口宗宏
市原健康福祉センター運営協議会	委員	市原地区 地区部会長	入江昭子
市原市消防委員会	委員	市原地区 地区部会長	入江昭子
市原市地域包括支援センター運営協議会	委員	市原地区 地区部会長	入江昭子
市原市防災会議	委員	市原地区 副地区部会長	鈴木美香
市原市国民保護協議会	委員	市原地区 地区部会長	入江昭子
市原地域保健医療連携・地域医療構想調整会議	委員	市原地区 地区部会長	入江昭子
市原市在宅医療・介護連携推進会議	委員	市原地区 地区部会員	崔岡陽子
市原市健康づくり推進協議会	委員	市原地区 地区部会長	入江昭子
市原市保健福祉等施設指定管理者選定審査会	委員	市原地区 地区部会長	入江昭子
市原市地域保健医療協議会	委員	市原地区 地区部会長	入江昭子
市原市災害医療専門委員会	委員	市原地区 地区部会長	入江昭子
習志野健康福祉センター運営協議会	委員	船橋地区 地区部会員	鶴崎美優希
船橋市地域密着型サービス運営委員会	委員	船橋地区 地区部会員	佐々木悦子
船橋市地域包括支援センター運営協議会	委員	船橋地区 地区部会員	佐々木悦子
船橋市介護保険事業運営協議会	委員	船橋地区 地区部会員	佐々木悦子
船橋市防災会議	委員	船橋地区 地区部会員	板津修子
船橋市国民保護協議会	委員	船橋地区 地区部会員	中尾理恵子
船橋市医療安全推進協議会	委員	船橋地区 地区部会員	宮下智枝
船橋市医療安全推進協議会事例検討部会	委員	船橋地区 地区部会員	川田理恵
船橋市保健・医療・福祉問題懇談会	委員	船橋地区 地区部会員	岡田一美
船橋市消防委員会	委員	船橋地区 地区部書記	藤倉妙子
鎌ヶ谷市保健・医療・福祉問題協議会	委員	船橋地区 地区部会員	長江尚美

審議会・協議会等名称	役職名	協会職	氏名
市川市国民保護協議会	委員	市川地区 地区部会長	鈴木 たまえ
市川市防災会議	委員	市川地区 地区部会長	鈴木 たまえ
市川健康福祉センター運営協議会	委員	市川地区 地区部会長	鈴木 たまえ
松戸健康福祉センター運営協議会	委員	松戸地区 地区部会長	菅原 直美
東葛北部地域保健医療連携・地域医療構想調整会議	委員	松戸地区 地区部会長	菅原 直美
松戸圏域地域・職域連携推進協議会	委員	松戸地区 地区部会長	菅原 直美
流山市災害医療対策会議	委員	東葛地区 副地区部会長	水口 かおり
香取健康福祉センター運営協議会	委員	利根地区 副地区部会長	堀越 佳代
山武長生夷隅地域保健医療連携・地域医療構想調整会議	委員	山武地区 地区部会長	渡辺 郁子
山武長生夷隅地域保健医療連携・地域医療構想調整会議	委員	長夷地区 地区部会長	亀田 日出子
長生健康福祉センター運営協議会	委員	長夷地区 地区部会長	亀田 日出子
木更津市男女共同参画推進委員会	委員	君津地区 地区部会長	金網 はるみ
千葉県介護支援専門員協議会	理事	-	小坂 重樹
千葉県介護支援専門員協議会	理事	-	大上 道子
千葉県介護支援専門員協議会	理事	-	酒井 朋子
千葉県介護支援専門員協議会	監事	-	山木 まさ
千葉県介護支援専門員協議会	代議員	-	白石 美奈子
千葉県介護支援専門員協議会	代議員	-	竹蓋 佐和恵
千葉市保健所運営協議会	委員	事業部長	金子 恵子
日本救急看護学会	理事	ちば訪問看護 ステーション所長	箱崎 恵理

令和2年度 各種団体の実施する行事への後援・協賛等実績一覧

No.	行事名	主催者等	開催時期	開催場所
1	アクアラインマラソン	千葉県 千葉県教育委員会	R2 秋	木更津市
2	日本サーモロジー学会第 37 回大会	日本サーモロジー学会	R2 年 5 月	市川市
3	リレー・フォー・ライフ・ジャパン 2020 ちば	リレー・フォー・ライフ・ジャパン 2020 ちば実行委員会	R2 年 6 月	柏市
4	第 3 回医療と介護の総合展東京 (メディカルジャパン 2020)	メディカルジャパン東京事務局	R2 年 10 月	千葉市
5	第 18 回国際助産師の日つどい	千葉県助産師会	R2 年 5 月	東金市
6	第 11 回関東障害者歯科臨床研究会千葉大会	関東障害者歯科臨床研究会	R2 年 7 月	成田市
7	令和 2 年度第 1 回「福祉のしごと就職フェア・inちば」	社会福祉法人千葉県社会福祉協議会	R2 年 4 月	千葉市
8	令和 2 年度第 2 回「福祉のしごと就職フェア・inちば」	社会福祉法人千葉県社会福祉協議会	R2 年 6 月	茂原市
9	令和 2 年度臓器移植推進出前講座	公益財団法人千葉ヘルス財団	R2 年 7 月～	県内
10	第 34 回日本エイズ学会学術集会・総会	一般社団法人日本エイズ学会	R2 年 11 月	千葉市
11	令和 2 年度「愛の血液助け合い運動」	千葉県 (健康福祉部薬務課)	R2 年 7 月～	県内
12	令和 2 年度在宅ケア研修会	公益財団法人千葉ヘルス財団	R2 年 9 月～	千葉市
13	第 9 回千葉緩和医療学会学術大会	一般社団法人千葉緩和医療学会	R2 年 8 月	成田市
14	令和 2 年度臓器移植についての市民公開講座	公益財団法人千葉ヘルス財団	R2 年 10 月	千葉市
15	いい歯のイベント 2020・千葉県口腔保健大会	一般社団法人千葉県歯科医師会	R2 年 11 月	千葉市
16	令和 2 年度第 2～5 回「福祉のしごと就職フェア・inちば」	社会福祉法人千葉県社会福祉協議会	R2 年 9 月～	千葉市他
17	公開講演会「現代医療の中で安らかに旅立つには」	公益財団法人日本尊厳死協会関東甲信越支部	R2 年 10 月	成田市
18	第 7 回日本医療安全学会学術総会	日本医療安全学会総会事務局	R3 年 5 月	東京都
19	第 23 回日本母性看護学会学術集会	日本母性看護学会学術集会大会長	R3 年 5 月	千葉市
20	令和 2 年度「女性の健康習慣」市民公開講座	千葉県産科婦人科医学会	R3 年 3 月	Web
21	第 21・22 回千葉県作業療法士学会	千葉県作業療法士会	R3 年 3 月	Web
22	第 12 回千葉県脳卒中等連携の会	公益社団法人千葉県医師会	R3 年 2 月	Web
23	フレイル予防講演会	市原市	R3 年 2 月	市原市
24	訪問介護フォーラム2020	訪問介護フォーラム実行委員会	R3 年 2 月	千葉市
25	日本産業看護学会第 10 回学術集会	日本産業看護学会第 10 回学術集会会長	R3 年 11 月	市川市
26	2021 年度第 9 回がんのリハビリテーション研修会	千葉県がんのリハビリテーション研修会 実行委員会委員長	R3 年 6 月	Web
27	令和 3 年度臓器移植推進出前講座	公益財団法人千葉ヘルス財団	R3 年 4 月～	県内

名 誉 会 員

大 野 律 子

松 永 敏 子

令和2年度 役員（理事・監事）名簿

役名	職種	任期	氏名	所属
会長	看	2	寺口 恵子	公益社団法人 千葉県看護協会
副会長	助	2	増淵 美恵子	日本医科大学千葉北総病院
副会長	看	1	浅野 美知恵	東邦大学 健康科学部
専務理事	保	1	井上 恵子	公益社団法人 千葉県看護協会
常任理事	看	2	内山 弘子	公益社団法人 千葉県看護協会
常任理事	看	2	渡辺 尚子	公益社団法人 千葉県看護協会
(保) 職能理事	保	1	宇崎 めぐみ	香取健康福祉センター
(助) 職能理事	助	2	青木 康子	キッコーマン株式会社 キッコーマン総合病院
(看) 職能理事 (領域Ⅰ)	看	2	田中 且子	一般社団法人巨樹の会 千葉みなとりハビリテーション病院
(看) 職能理事 (領域Ⅱ)	看	1	許斐 玲子	社会福祉法人双樹会 地域密着型特別養護老人ホーム リバーサイド
理事	看	1	田口 真由美	公益財団法人柏市医療公社 柏市立柏病院
理事	看	1	久保 ひろみ	千葉市立海浜病院
理事	看	2	伊藤 淳子	船橋市立医療センター
理事	看	2	鈴木 美智子	順天堂大学医学部附属浦安病院
理事	看	2	高柴 律子	成田赤十字病院
理事	看	2	川井 弘子	サポテン六高台
理事	看	2	遠山 美智子	君津中央病院校 附属看護学
理事	看	2	神明 直美	千葉県立野田看護専門学校
理事	准	2	上原 亜希子	公益財団法人日産厚生会 佐倉厚生園病院
監事	-	1	飯塚 忠義	在宅
監事	看	1	石井 崇子	在宅
監事	保	2	澤田 いつ子	在宅

令和2年度役員（理事・監事）事務分掌

分掌事務	委員会名等	理事・監事	常勤役員
組織運営	総会	増 渕 美恵子 浅 野 美知恵	井 上 恵 子
	理事会・業務運営会議		
	施設等会員代表者会		
	会員増促進委員会	神 明 直 美	
	広報委員会	伊 藤 淳 子	渡 辺 尚 子
	推薦委員会	—	—
職能委員会活動	保健師職能委員会	宇 崎 めぐみ	寺 口 恵 子
	助産師職能委員会	青 木 康 子	
	看護師職能Ⅰ委員会	田 中 且 子	
	看護師職能Ⅱ委員会	許 斐 玲 子	
地区部会活動	千葉地区部会	内 山 弘 子	井 上 恵 子
	市原地区部会	渡 辺 尚 子	
	船橋地区部会	伊 藤 淳 子	
	市川地区部会	鈴 木 美智子	
	松戸地区部会	川 井 弘 子	
	東葛地区部会	田 口 真由美	
	印旛地区部会	高 柴 律 子	
	利根地区部会	渡 辺 尚 子	
	山武地区部会	久 保 ひろみ	
	長夷地区部会	内 山 弘 子	
	君津地区部会	神 明 直 美	
	安房地区部会	遠 山 美智子	
	全県対応	上 原 亜希子	
看護の資質の向上に関すること 生涯教育に関すること 看護研究学会に関すること	教育委員会	田 口 真由美	内 山 弘 子
	看護研究委員会	高 柴 律 子	
人材の定着・確保に関すること 定着・確保に関すること	労働環境改善委員会 (ナースセンター事業)	遠 山 美智子	渡 辺 尚 子
	医療看護安全対策に関すること	医療安全委員会	久 保 ひろみ
訪問看護の推進に関すること		川 井 弘 子	渡 辺 尚 子
健康・福祉の増進に関すること 保健知識の普及に関すること 災害救護対策に関すること		田 口 真由美	内 山 弘 子 渡 辺 尚 子
	災害対策委員会	鈴 木 美智子	井 上 恵 子
		—	井 上 恵 子
調査研究・看護制度に関すること		—	井 上 恵 子
ちば訪問看護ステーションに関すること		—	渡 辺 尚 子
(公社) 日本看護協会関係	法人会	増 渕 美恵子 浅 野 美知恵	寺 口 恵 子
	国際交流 (ICN 等)		
	その他		
	全国職能委員長会	宇 崎 めぐみ	寺 口 恵 子
		青 木 康 子	
田 中 且 子			
	許 斐 玲 子		
監 査	財産・理事・職員の 業務執行状況の監査	飯 塚 忠 義	井 上 恵 子
		石 井 崇 子	
		澤 田 いつ子	

令和2年度 職能委員会

保健師職能委員会 (7名)

氏名	職種	役職	任期	所属	電話	〒	所在地
宇崎 めぐみ	保	委員長	1	千葉県香取健康福祉センター	0478-52-9161	287-0003	香取市佐原イ92-11 香取合同庁舎2階
雨宮 有子	保	委員	1	千葉県立保健医療大学	043-296-2000	261-0014	千葉市美浜区若葉2-10-1
児玉 一世	保	委員	1	千葉県安房健康福祉センター	04-7092-4511	296-0001	鴨川市横渚1457-1
中村 早苗	保	委員	1	柏市保健所 地域保健課	04-7167-1257	277-0004	柏市柏下65-1 ウェルネス柏内
山本 節子	保	委員	2	市原市保健センター	0436-23-1187	290-8502	市原市更級5-1-27
宇井 教恵	保	委員	2	横芝光町役場	0479-82-3400	289-1733	山武郡横芝光町栗山1076 健康づくりセンター「プラム」
細川 倫子	保	委員	2	船橋市保健福祉センター 地域福祉課	047-409-3274	273-8506	船橋市北本町1-16-55

助産師職能委員会 (7名)

氏名	職種	役職	任期	所属	電話	〒	所在地
青木 康子	助	委員長	2	キッコーマン株式会社 キッコーマン総合病院	04-7123-5911	278-0005	野田市宮崎100
宮 真由美	助	委員	1	千葉市立海浜病院	043-277-7711	261-0012	千葉市美浜区磯辺3-31-1
川城 由紀子	助	委員	2	千葉県立保健医療大学	043-296-2000	261-0014	千葉市美浜区若葉2-10-1
富樫 嘉子	助	委員	1	医療法人社団保健会 谷津保健病院	047-451-6000	275-0026	習志野市谷津4-6-16
吉田 舞	助	委員	1	医療法人社団愛友会 千葉愛友会記念病院	04-7159-1611	270-0161	流山市鱈ヶ崎1-1
清水 清美	助	委員	2	城西国際大学 看護学部	0475-55-8800	283-0002	千葉県東金市求名1
森田 桂子	助	委員	2	了徳寺大学 健康科学部 看護学	047-382-2111	279-8567	千葉県浦安市明海5-8-1

看護師職能I委員会 (病院領域) (8名)

氏名	職種	役職	任期	所属	電話	〒	所在地
田中 且子	看	委員長	2	一般社団法人巨樹の会 千葉みなとリハビリテーション病院	043-245-1555	260-0024	千葉県千葉市中央区中央港 1-17-18
棚橋 智都江	看	委員	2	独立行政法人国立病院機構 千葉医療センター	043-251-5311	260-8606	千葉市中央区椿森4-1-2
長嶋 美佳	看	委員	1	医療法人社団保健会 東京湾岸リハビリテーション病院	047-453-9000	275-0026	習志野市谷津4-1-1
五十嵐 ゆき江	看	委員	1	社会福祉法人聖隷福祉事業団 聖隷佐倉市民病院	043-486-1151	285-8765	佐倉市江原台2-36-2
福森 明美	看	委員	2	地方独立行政法人 総合病院 国保旭中央病院	0479-63-8111	289-2511	千葉県旭市イ1326
清宮 裕美	看	委員	2	医療法人社団有相会 最成病院	043-258-1211	262-8506	千葉県千葉市花見川区 柏井町800-1
京谷 みよ子	看	委員	2	東邦大学医療センター 佐倉病院	043-462-8811	285-8741	千葉県佐倉市下志津564-1
板倉 さゆり	准	委員	1	医療法人社団上総会 山之内病院	0475-25-1131	297-0022	茂原市町保3

看護師職能Ⅱ委員会（介護・福祉関係施設・在宅等領域）（7名）

氏名	職種	役職	任期	所属	電話	〒	所在地
許 斐 玲 子	看	委員長	1	社会福祉法人双樹会 地域密着型 特別養護老人ホームリバーサイド	043-310-6660	284-0042	四街道市小名木 101-9
星 野 真理子	看	委員	1	介護老人保健施設 ハートケア市川	047-303-8222	272-0803	市川市奉免町 59-2
庄 司 美佐子	看	委員	2	みやのぎ訪問看護ステーション	043-290-5101	262-0015	千葉県花見川区宮野木台 1-5-12
西 山 めぐみ	看	委員	1	シュガーハート・花見川 訪問看護ステーション	043-272-7573	262-0025	千葉県千葉市花見川区花園 1-7-15 SS 小川ビル 3F
舘 野 薫	看	委員	1	介護老人保健施設 ナーシングプラザ流山	04-7145-0111	270-0144	千葉県流山市前ヶ崎 248-1
峯 由 紀 子	看	委員	2	公益財団法人復光会 介護老人保健施設 やすらぎ	047-426-5715	273-0001	千葉県船橋市市場 3-3-1
柴 崎 ゆかり	看	委員	2	カンナ訪問看護ステーション	043-497-2101	260-0802	千葉県千葉市中央区川戸町 328-1

令和2年度 推薦委員会

推薦委員会（7名）

氏名	職種	役職	任期	所属	電話	〒	所在地
塚 田 真 澄	保	委員	1	千葉県山武健康福祉センター	0475-54-0611	283-0802	千葉県東金市東金 907-1
石 毛 しげみ	助	委員	1	地方独立行政法人 総合病院国保旭中央病院	0479-63-8111	289-2511	千葉県旭市イ 1326
跡 治 江理奈	看	委員	1	医療法人社団協友会 柏厚生総合病院	04-7145-1111	277-8551	千葉県柏市篠籠田 617
青 田 孝 子	看	委員	1	独立行政法人労働者健康安全機構 千葉労災病院	0436-74-1111	290-0003	千葉県市原市辰巳台東 2-16
山 岸 聡 子	看	委員	1	千葉県こども病院	043-292-2111	266-0007	千葉県千葉市緑区辺田町 579-1
和 田 みどり	看	委員	1	千葉県千葉リハビリテーションセンター	043-291-1831	266-0005	千葉県千葉市緑区誉田町 1-45-2
梶 野 加寿枝	看	委員	1	東邦大学医療センター佐倉病院	043-462-8811	285-8741	千葉県佐倉市下志津 564-1

令和2年度常任委員会

教育委員会（7名）

氏名	任期	所属	電話番号	〒	所在地
田口 真由美	2	公益財団法人柏市医療公社 柏市立柏病院	04-7134-2000	277-0825	柏市布施 1-3
岩田 好恵	2	医療法人社団誠馨会 新東京病院	047-711-8700	270-2232	松戸市和名ヶ谷 1271
夏目 昌信	2	訪問看護ステーションわたぼうし	0436-60-2122	299-0111	市原市姉崎 466 ケイティビル 3F
内田 菊江	2	成田赤十字病院	0476-22-2311	286-8523	成田市飯田町 90-1
澤口 佳粋美	2	千葉県健康福祉部医療整備課 看護師確保推進室	043-223-3885	260-8667	千葉市中央区市場町 1-1
西村 宣子	2	千葉県立保健医療大学	043-272-2049	261-0014	千葉市美浜区若葉 2-10-1
竹中 敦子	2	千葉県精神科医療センター	043-276-1361	261-0024	千葉市美浜区豊砂 5

労働環境改善委員会（6名）

氏名	任期	所属	電話番号	〒	所在地
遠山 美智子	2	君津中央病院附属看護専門学校	0438-53-8767	292-0822	木更津市桜井 1010
安東 克子	2	医療法人社団誠馨会 総泉病院	043-237-5001	265-0073	千葉市若葉区更科町 2592
秋元 郁子	2	独立行政法人地域医療機能推進機構 船橋中央病院	047-433-2111	273-8566	船橋市海神 6-13-10
大石 博樹	2	社会保険労務士会(大石サポートオフィス)	047-727-8235	271-0096	松戸市下矢切 255-105
石井 智也	2	千葉県健康福祉部医療整備課 看護師確保推進室	043-223-3885	260-8667	千葉市中央区市場町 1-1
伊東 和子	2	公益社団法人千葉県看護協会	043-247-6371	261-0002	千葉市美浜区新港 249-10

医療安全委員会（7名）

氏名	任期	所属	電話番号	〒	所在地
久保 ひろみ	2	千葉市立海浜病院	043-277-7711	261-0012	千葉市美浜区磯辺 3-31-1
岩井 智美	2	日本医科大学千葉北総病院	0476-99-1111	270-1694	印西市鎌苅 1715
渕上 絹枝	2	医療法人社団誠馨会 千葉中央メディカルセンター	043-232-3691	264-0017	千葉市若葉区加曾利町 1835-1
土居 秀子	2	千葉県健康福祉部医療整備課	043-223-3884	260-8667	千葉市中央区市場町 1-1
川村 実	2	二和ふれあいクリニック	047-448-7118	274-0805	船橋市二和東 5-1-1
畝本 賜男	2	医療法人 SHIODA 塩田病院	0470-73-1221	299-5235	勝浦市出水 1221
堀 和芳	2	帝京科学大学生命環境学部生命科学科 臨床工学科	03-6910-1010	120-0045	足立区千住桜木 2-2-1

広報委員会（7名）

氏名	任期	所属	電話番号	〒	所在地
伊藤 淳子	2	船橋市立医療センター	047-438-3321	273-8588	船橋市金杉 1-21-1
小松 千代子	2	東京歯科大学市川総合病院	047-322-0151	272-8513	市川市菅野 5-11-13
岡崎 加洋子	2	独立行政法人地域医療機能推進機構 千葉病院附属介護老人保健施設	043-268-1022	260-0801	千葉市中央区仁戸名町 682
濱岡 孝恵	2	松戸市立総合医療センター	047-712-2511	270-2296	松戸市千駄堀 993-1
山添 充代	2	千葉県がんセンター	043-264-5431	260-8717	千葉市中央区仁戸名町 666-2
西塚 弘美	2	医療法人社団有相会 最成病院	043-258-1211	262-8506	千葉市花見川区柏井町 800-1
有吉 崇祐	2	独立行政法人労働者健康安全機構 千葉労災病院	0436-74-1111	290-0003	市原市辰巳台東 2-16

会員増促進委員会（7名）

氏名	任期	所属	電話番号	〒	所在地
神明直美	2	野田看護専門学校	04-7121-0222	278-0031	野田市中根 316-1
古川恭子	2	印旛健康福祉センター	043-483-1133	285-8520	佐倉市鎗木仲田町 8-1
阿部裕子	2	千葉市保健福祉局保健福祉総務課	043-245-5139	260-8722	千葉市中央区千葉港 1-1
宮口恵	2	順天堂大学医学部附属浦安病院	047-353-3111	279-0021	浦安市富岡 2-1-1
小宮山日登美	2	(株)POLAR訪問看護ステーションひとみ	043-291-2277	260-0852	千葉市中央区生実町 2547-1 サンライフ2号-101
松山昌子	2	社会医療法人社団さつき会 袖ヶ浦さつき台病院	0438-62-1113	299-0246	袖ヶ浦市長浦駅前 5-21
前田富士子	2	社会福祉法人ユーカリ優都 介護老人保健施設ユーカリ優都苑	043-460-7117	285-0852	佐倉市青菅 10101-15

看護研究委員会（7名）

氏名	任期	所属	電話番号	〒	所在地
高柴律子	2	成田赤十字病院	0476-22-2311	286-8523	成田市飯田町 90-1
市原真穂	2	千葉科学大学看護学部	0479-30-4545	288-0025	銚子市潮見町 3
菊田直美	2	千葉大学医学部附属病院	043-222-7171	260-8677	千葉市中央区亥鼻 1-8-1
木崎慎一	2	医療法人白百合会 市原鶴岡病院	0436-36-1511	290-0206	市原市新堀 955
高瀬峰子	2	鶴舞看護専門学校	0436-88-3660	290-0512	市原市鶴舞 565
吉江悟	2	訪問看護ステーションビュートゾルフ柏	04-7157-0760	277-0082	柏市緑ヶ丘 11-5
菊地千佳	2	I M S グループ 医療法人財団明理会本部事務局	03-3965-5909	174-0051	板橋区小豆沢 3-3-2

災害対策委員会（8名）

氏名	任期	所属	電話番号	〒	所在地
鈴木美智子	1	順天堂大学医学部附属浦安病院	047-353-3111	279-0021	浦安市富岡 2-1-1
内海清乃	1	国際医療福祉大学大学院	03-5574-3845	107-8402	東京都港区赤坂 4-1-26
金江清	1	公益社団法人千葉県医師会	043-242-4271	260-0026	千葉市中央区千葉港 4-1
日向章太郎	1	一般社団法人千葉県薬剤師会	043-242-3801	260-0025	千葉市中央区間屋町 9-2
平野美佐子	1	千葉県救急医療センター	043-279-2211	261-0012	千葉市美浜区磯辺 3-32-1
宮間厚子	1	千葉市立青葉病院	043-227-1131	260-0852	千葉市中央区青葉町 1273-2
三輪雅弘	1	千葉県健康福祉部健康福祉政策課 健康危機機対策課	043-223-2674	260-8667	千葉市中央区市場町 1-1
山崎豊	1	千葉県健康福祉部医療整備課 医療体制整備課	043-223-3879	260-8667	千葉市中央区市場町 1-1

特別委員会

千葉県ナースセンター運営委員会

(14名)

氏名	所属
日比野 久美子	公益社団法人千葉県医師会
福田 和正	医療法人社団誠馨会 千葉中央メディカルセンター
菊地 薫	医療法人社団創造会 平和台病院
大塚 玲子	総合病院国保旭中央病院
高木 智美	社会福祉法人聖隷福祉事業団 聖隷佐倉市民病院
徳重 敬子	松戸ニッセイエデンの園
吉江 悟	訪問看護ステーションビュートゾルフ柏
石井 邦子	千葉県立保健医療大学
橋口 広子	独立行政法人国立病院機構 千葉医療センター附属千葉看護学校
五十嵐 貴男	千葉県健康福祉部医療整備課 看護師確保推進室
笠置 賀奈美	千葉県教育庁教育振興部学習指導課
堀江 昌生	千葉労働局職業安定部職業安定課
寺口 恵子	公益社団法人千葉県看護協会
渡辺 尚子	公益社団法人千葉県看護協会

認定看護管理者教育課程運営委員会

(10名)

氏名	所属
大坂 美穂	千葉県がんセンター
伊藤 隆子	順天堂大学医療看護学部
飯野 理恵	千葉大学大学院看護学研究科 システム研究科
松木 和子	船橋市立看護専門学校
箭内 博子	千葉大学医学部附属病院
市原 京子	地域医療機能推進機構 船橋中央病院
内山 弘子	公益社団法人千葉県看護協会
二瓶 律子	公益社団法人千葉県看護協会
関 里美	公益社団法人千葉県看護協会
福家 友美子	公益社団法人千葉県看護協会

看護職定着確保対策協議会

(10名)

氏名	所属
日比野 久美子	公益社団法人千葉県医師会
梶原 優	日本病院会千葉県支部
今村 勝	日本病院会千葉県支部
菅原 玉枝	千葉県看護学校協議会
五十嵐 貴男	千葉県健康福祉部医療整備課 看護師確保推進室
中村 芳明	千葉労働局職業安定部職業安定課
宮沢 佳子	千葉県社会保険労務士会
鴫田 佳容子	医療法人社団有相会 最成病院
寺口 恵子	公益社団法人千葉県看護協会
遠山 美智子	公益社団法人千葉県看護協会

地区部会役員

千葉							
	任期	職種	氏名	所属	電話	郵便番号	所在地
地区部会長	1	看	石井邦子	医療法人社団誠馨会 千葉メディカルセンター	043-261-5111	260-0842	千葉市中央区南町 1-7-1
副地区長	1	看	中野美子	医療法人社団誠仁会みはま病院	043-271-2200	261-0013	千葉市美浜区打瀬 1-1-5
	2	看	生澤敦子	独立行政法人国立病院機構千葉東病院	043-261-5171	260-8712	千葉市中央区仁戸名町 673
書記	1	看	新井玲子	医療法人社団誠馨会 千葉中央メディカルセンター	043-232-3691	264-0017	千葉市若葉区加曾利町 1835-1
会計	2	看	大澤通子	千葉県救急医療センター	043-279-2211	261-0012	千葉市美浜区磯辺 3-32-1
幹事	2	看	武井真寿子	医療法人社団翠明会山王看護専門学校	043-424-7877	263-0002	千葉市稲毛区山王町 159-2
幹事	1	看	宮野公恵	東京情報大学看護学部	043-236-4603	265-8501	千葉市若葉区御成台 4-1
幹事	1	看	池畑久美子	千葉県千葉リハビリテーションセンター	043-291-1831	266-0005	千葉市緑区誉田町 1-45-2
幹事	1	看	今野弘子	独立行政法人国立病院機構 下総精神医療センター	043-291-1221	266-0007	千葉市緑区辺田町 578

市原							
	任期	職種	氏名	所属	電話	郵便番号	所在地
地区部会長	2	看	入江昭子	帝京大学ちば総合医療センター	0436-62-1211	299-0111	市原市姉崎 3426-3
副地区長	2	看	鈴木美香	千葉県循環器病センター	0436-88-3111	290-0512	市原市鶴舞 575
	2	看	後藤裕子	千葉県循環器病センター	0436-88-3111	290-0512	市原市鶴舞 575
会計	2	看	木内小百合	市原看護専門学校	0436-41-7065	290-0062	市原市八幡 1050
幹事	1	看	木崎慎一	医療法人白百合会市原鶴岡病院	0436-36-1511	290-0206	市原市新堀 955
幹事	1	看	齋藤知美	医療法人 鎗田病院	0436-21-1655	290-0056	市原市五井 899
幹事	2	看	鈴木恵美子	独立行政法人労働者健康安全機構 千葉労災看護専門学校	0436-75-0542	290-0003	市原市辰巳台東 2-13-2
幹事	2	保	山本智美	市原健康福祉センター	0436-21-6391	290-0082	市原市五井中央南 1-2-11

船橋							
	任期	職種	氏名	所属	電話	郵便番号	所在地
地区部会長	1	看	住谷真由美	医療法人社団愛友会 津田沼中央総合病院	047-476-5111	275-0026	習志野市谷津 1-9-17
副地区長	1	看	川崎敬子	東京女子医科大学八千代医療センター	047-450-6000	276-8524	八千代市大和田新田 477-96
書記	1	看	藤倉妙子	船橋市立医療センター	047-438-3321	273-8588	船橋市金杉 1-21-1
会計	1	看	田口美知子	医療法人社団保健会谷津保健病院	047-451-6000	275-0026	習志野市谷津 4-6-16
幹事	1	看	塚本美智子	医療法人社団誠馨会セコメディック病院	047-457-9900	274-0053	船橋市豊富町 696-1
幹事	2	看	宮下智枝	社会医療法人社団千葉県勤労者医療協会 船橋二和病院	047-448-7111	274-0805	船橋市二和東 5-1-1
幹事	2	看	宮本千津子	東京医療保健大学千葉看護学部	047-495-7751	273-0027	船橋市海神町西 1-1042-2
幹事	2	保	角田まゆみ	鎌ヶ谷市役所健康増進課	047-445-1141	273-0107	鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷 2-6-1

市 川							
	任期	職種	氏 名	所 属	電 話	郵便番号	所 在 地
地区部会長	1	看	鈴 木 たまえ	公益社団法人地域医療振興協会 東京ベイ・浦安市川医療センター	047-351-3101	279-0001	浦安市当代島 3-4-32
副 地 区 部 会 長	2	看	六ツ見 しのぶ	国 立 研 究 開 発 法 人 国立国際医療研究センター国府台病院	047-372-3501	272-8516	市川市国府台 1-7-1
書 記	1	看	竹 内 美佐子	医療法人社団城東桐和会タムス浦安病院	047-312-6765	279-0023	浦安市高洲 7-2-32
会 計	1	看	佐 藤 香 里	医療法人社団平静会大村病院	047-377-3111	272-0023	市川市南八幡 4-14-2
幹 事	1	看	長谷川 多津子	医療法人社団一条会一条会病院	047-372-5111	272-0836	市川市北国分 4-26-1
幹 事	1	看	渡 部 洋 子	国際医療福祉大学市川病院	047-375-1111	272-0827	市川市国府台 6-1-14
幹 事	2	看	野 崎 真奈美	順天堂大学医療看護学部	047-355-3111	279-0023	浦安市高洲 2-5-1
幹 事	1	看	脇 坂 史 子	IMSグループ医療法人財団明理会 行徳総合病院	047-395-1151	272-0103	市川市本行徳 5525-2

松 戸							
	任期	職種	氏 名	所 属	電 話	郵便番号	所 在 地
地区部会長	2	看	菅 原 直 美	IMSグループ医療法人財団明理会 新松戸中央総合病院	047-345-1111	270-0034	松戸市新松戸 1-380
副 地 区 部 会 長	2	助	根 岸 暢 子	医療法人沖縄徳洲会千葉西総合病院	047-384-8111	270-2251	松戸市金ヶ作 107-1
書 記	2	看	高 野 ちえ子	IMSグループ医療法人財団明理会 新松戸中央総合病院	047-345-1111	270-0034	松戸市新松戸 1-380
会 計	1	助	井 上 利 佳	松戸市立総合医療センター	047-712-2511	270-2296	松戸市千駄堀 993-1
幹 事	1	看	花 里 美 雪	松戸市立総合医療センター附属 看護専門学校	047-367-4444	271-0064	松戸市上本郷 4182
幹 事	1	看	上 原 多恵子	医療法人社団松和会小坂橋病院	047-392-4555	270-2232	松戸市和名ヶ谷 1313-1
幹 事	2	看	宮 本 祐 子	医療法人社団青嶺会松戸整形外科病院	047-344-3171	271-0043	松戸市旭町 1-161
幹 事	2	看	種 村 和 行	医療法人社団ときわ会常盤平中央病院	047-387-4121	270-2261	松戸市常盤平 6-1-8

東 葛							
	任期	職種	氏 名	所 属	電 話	郵便番号	所 在 地
地区部会長	2	看	米 山 あゆみ	医療法人社団圭春会小張総合病院	04-7124-6666	278-8501	野田市横内 29-1
副 地 区 部 会 長	1	看	水 口 かおり	医 療 法 人 財 団 東 京 勤 労 者 医 療 会 東 葛 病 院	04-7159-1011	270-0153	流山市中 102-1
書 記	2	看	佐 藤 秀 子	医療法人聖峰会岡田病院	04-7145-0121	277-0842	柏市末広町 2-10
会 計	1	保	鳥 居 敦 子	柏 市 保 健 所	04-7167-1257	277-0004	柏市柏下 65-1 ウェルネス柏 内
幹 事	1	看	増 田 智 子	公益財団法人柏市医療公社柏 市立介護老人保健施設はみんぐ	04-7134-0660	277-0825	柏市布施 1-3
幹 事	1	看	窪 倉 みさ江	勤医会東葛看護専門学校	04-7158-9955	270-0174	流山市下花輪 409
幹 事	2	看	青 柳 律 子	医療法人社団ますお会柏の葉北総病院	04-7155-5551	270-0113	流山市駒木台 233-4
幹 事	2	看	鶴 岡 未 央	社 会 福 祉 法 人 創 仁 会 東葛医療福祉センター光陽園	04-7176-7710	277-0053	柏市酒井根 24

	印 旛						
	任期	職種	氏名	所属	電話	郵便番号	所在地
地区部会長	2	看	諸岡千賀子	成田赤十字病院	0476-22-2311	286-8523	成田市飯田町 90-1
副地区長	2	看	植草 恵	日本医科大学千葉北総病院	0476-99-1111	270-1694	印西市鎌苅 1715
書記	2	看	安永真紀子	医療法人鳳生会成田病院	0476-22-1500	286-0845	成田市押畑 896
会計	1	看	石田優美	独立行政法人国立病院機構下志津病院	043-422-2511	284-0003	四街道市鹿渡 934-5
幹事	1	看	伊藤恵美	公益財団法人日産厚生会佐倉厚生園病院	043-484-2161	285-0025	佐倉市鑄木町 320
幹事	2	保	椎田好恵	印旛健康福祉センター	043-483-1133	285-8520	佐倉市鑄木仲田町 8-1
幹事	2	看	瀬瀬真砂美	医療法人社団愛信会佐倉中央病院	043-486-1311	285-0014	佐倉市栄町 20-4
幹事	1	看	工藤由花	東邦大学医療センター佐倉病院	043-462-8811	285-8741	佐倉市下志津 564-1

	利 根						
	任期	職種	氏名	所属	電話	郵便番号	所在地
地区部会長	1	看	加藤早苗	医療法人積仁会島田総合病院	0479-22-5401	288-0053	銚子市東町 5-3
副地区長	1	看	堀越佳代	国保多古中央病院	0479-76-2211	289-2241	香取郡多古町多古 388-1
書記	1	看	山本美佳	医療法人社団明芳会 イムス佐原リハビリテーション病院	0478-55-1113	287-0001	香取市佐原口 2121-1
会計	2	看	吉村靖子	一般財団法人銚子市医療公社 銚子市立病院	0479-23-0011	288-0031	銚子市前宿町 597
幹事	1	看	大木幸恵	九十九里ホーム病院	0479-72-1131	289-2147	匝瑳市飯倉 21
幹事	2	看	飯笹和子	東庄町国民健康保険東庄病院	0478-86-1177	289-0612	香取郡東庄町石出 2692-15
幹事	2	看	伊藤尚美	地方独立行政法人総合病院 国保旭中央病院	0479-63-8111	289-2511	旭市イ 1326
幹事	2	保	木下寿美	海匝健康福祉センター	0479-22-0206	288-0812	銚子市栄町 2-2-1

	山 武						
	任期	職種	氏名	所属	電話	郵便番号	所在地
地区部会長	2	看	渡辺郁子	医療法人社団徳風会高根病院	0479-77-1133	289-1608	山武郡芝山町岩山 2308
副地区長	1	看	林 孝枝	大網白里市立国保大網病院	0475-72-1121	299-3221	大網白里市富田 884-1
書記	1	保	和田浩子	山武市成東保健福祉センター	0475-80-1172	289-1392	山武市殿台 296
会計	2	看	河野由紀	地方独立行政法人東金九十九里地域 医療センター東千葉メディカルセンター	0475-50-1199	283-8686	東金市丘山台 3-6-2
幹事	2	看	御前華子	東 陽 病 院	0479-84-1335	289-1727	山武郡横芝光町宮川 12100
幹事	1	看	柴田栄利子	医療法人社団慈優会九十九里病院	0475-76-8282	283-0104	山武郡九十九里町片貝 2700
幹事	2	看	石橋明美	社会福祉法人みのりの村 特別養護老人ホーム海	0475-80-5010	289-1805	山武市蓮沼ニ 5032
幹事	1	保	出井美知子	山武健康福祉センター	0475-54-0611	283-0802	東金市東金 907-1

長 東							
	任期	職種	氏名	所属	電話	郵便番号	所在地
地区部会長	1	看	亀田 日出子	医療法人SHIODA塩田記念病院	0475-35-0099	297-0203	長生郡長柄町国府里 550-1
副地区長	1	看	藤本 孝子	医療法人社団三愛会君塚病院	0475-25-1811	297-0029	茂原市高師 2-8
書記	1	看	目良 朋子	いすみ医療センター	0470-86-2311	298-0123	いすみ市荻谷 1177
会計	1	看	小原 雅俊	医療法人社団優仁会鈴木神経科病院	0475-22-2211	297-0029	茂原市高師 82
幹事	2	看	池本 敦子	医療法人社団東光会茂原中央病院	0475-24-1191	297-0035	茂原市下永吉 796
幹事	1	看	高貫 信子	医療法人社団聖光会聖光会病院	0475-35-5151	297-0216	長生郡長柄町立鳥 745-1
幹事	1	看	中豊留 美恵子	医療法人社団上総会山之内病院	0475-25-1131	297-0022	茂原市町保 3
幹事	1	看	高知尾 明子	公立長生病院	0475-34-2121	299-4192	茂原市本納 2777

君 津							
	任期	職種	氏名	所属	電話	郵便番号	所在地
地区部会長	2	看	金網 はるみ	国保直営総合病院君津中央病院	0438-36-1071	292-8535	木更津市桜井 1010
副地区長	2	看	賀来 かおり	社会医療法人社団さつき会 袖ヶ浦さつき台病院	0438-62-1113	299-0246	袖ヶ浦市長浦駅前 5-21
書記	2	保	関谷 希望	君津健康福祉センター	0438-22-3743	292-0832	木更津市新田 3-4-34
会計	2	看	岡野 久美	医療法人社団養真会上総記念病院	0438-22-7111	292-0832	木更津市新田 1-11-25
幹事	1	看	鳥飼 紀子	特定医療法人新都市医療研究 会君津会玄々堂君津病院	0439-52-2366	299-1144	君津市東坂田 4-7-20
幹事	2	看	桑田 祐加	君津中央病院附属看護学校	0438-53-8767	292-0822	木更津市桜井 1010
幹事	2	看	小倉 眞奈美	医療法人社団志仁会薬丸病院	0438-25-0381	292-0831	木更津市富士見 2-7-1
幹事	2	看	池田 由香	国保直営君津中央病院大佐和分院	0439-65-1251	293-0036	富津市千種新田 710

安 房							
	任期	職種	氏名	所属	電話	郵便番号	所在地
地区部会長	1	看	本橋 則子	医療法人沖繩徳洲会館山病院	0470-22-1122	294-0037	館山市長須賀 196
副地区長	1	看	山岸 智子	社会福祉法人太陽会安房地域医療センター	0470-25-5111	294-0014	館山市山本 1155
書記	2	看	橋野 みゆき	医療法人三紫会小田病院	04-7092-1128	296-0001	鴨川市横渚 880
会計	1	看	栗田 みよ子	医療法人鉄蕉会亀田総合病院	04-7092-2211	296-8602	鴨川市東町 929
幹事	1	看	関根 恵子	学校法人鉄蕉館亀田医療技術専門学校	04-7099-1205	296-0041	鴨川市東町 1343-4
幹事	1	看	忍足 悦子	医療法人光洋会三芳病院	0470-36-3515	294-0822	南房総市本織 47
幹事	2	看	山本 雅美	医療法人南陽会田村病院	0470-22-1370	294-0036	館山市館山 183
幹事	1	保	児玉 一世	安房健康福祉センター 鴨川地域保健センター	04-7092-4511	296-0001	鴨川市横渚 1457-1

令和 2 年度 地区・職能別入会状況・入会率

	保健師			助産師			看護師			准看護師			合 計		
	就業者数 ^{※1}	入会数 ^{※2}	入会率 ^{※3}	就業者数	入会数	入会率	就業者数	入会数	入会率	就業者数	入会数	入会率	就業者数	入会数	入会率
千 葉	342	73	21.3%	320	197	61.6%	9,385	5,369	57.2%	1,177	84	7.1%	11,224	5,723	51.0%
市 原	81	76	93.8%	50	36	72.0%	1,903	1,259	66.2%	512	59	11.5%	2,546	1,430	56.2%
船 橋	343	69	20.1%	275	157	57.1%	7,257	3,884	53.5%	1,226	95	7.7%	9,101	4,205	46.2%
市 川	166	18	10.8%	155	95	61.3%	3,939	2,418	61.4%	440	24	5.5%	4,700	2,555	54.4%
松 戸	123	18	14.6%	127	74	58.3%	3,413	1,793	52.5%	471	36	7.6%	4,134	1,921	46.5%
東 葛	241	33	13.7%	191	62	32.5%	6,257	3,023	48.3%	1,365	141	10.3%	8,054	3,259	40.5%
印 旛	264	45	17.0%	155	97	62.6%	4,971	3,133	63.0%	1,047	101	9.6%	6,437	3,376	52.4%
利 根	119	13	10.9%	59	52	88.1%	2,158	1,538	71.3%	877	112	12.8%	3,213	1,715	53.4%
山 武	81	34	42.0%	27	30	111.1%	1,090	679	62.3%	370	26	7.0%	1,568	769	49.0%
長 夷	114	10	8.8%	33	8	24.2%	988	463	46.9%	804	142	17.7%	1,939	623	32.1%
君 津	114	21	18.4%	42	39	92.9%	1,975	1,334	67.5%	874	97	11.1%	3,005	1,491	49.6%
安 房	96	31	32.3%	63	46	73.0%	1,866	1,378	73.8%	562	79	14.1%	2,587	1,534	59.3%
県 外	-	4	-	-	9	-	-	213	-	-	6	-	-	232	-
総 計	2,084	445	21.4%	1,497	902	60.3%	45,202	26,484	58.6%	9,725	1,002	10.3%	58,508	28,833	49.3%

※1 就業者数は『平成 30 年度看護職員業務従事者届 (平成 30 年 12 月 31 日現在)』より

※2 入会数は令和 3 年 3 月 31 日現在

※3 入会率は就業者数に対する入会者の割合

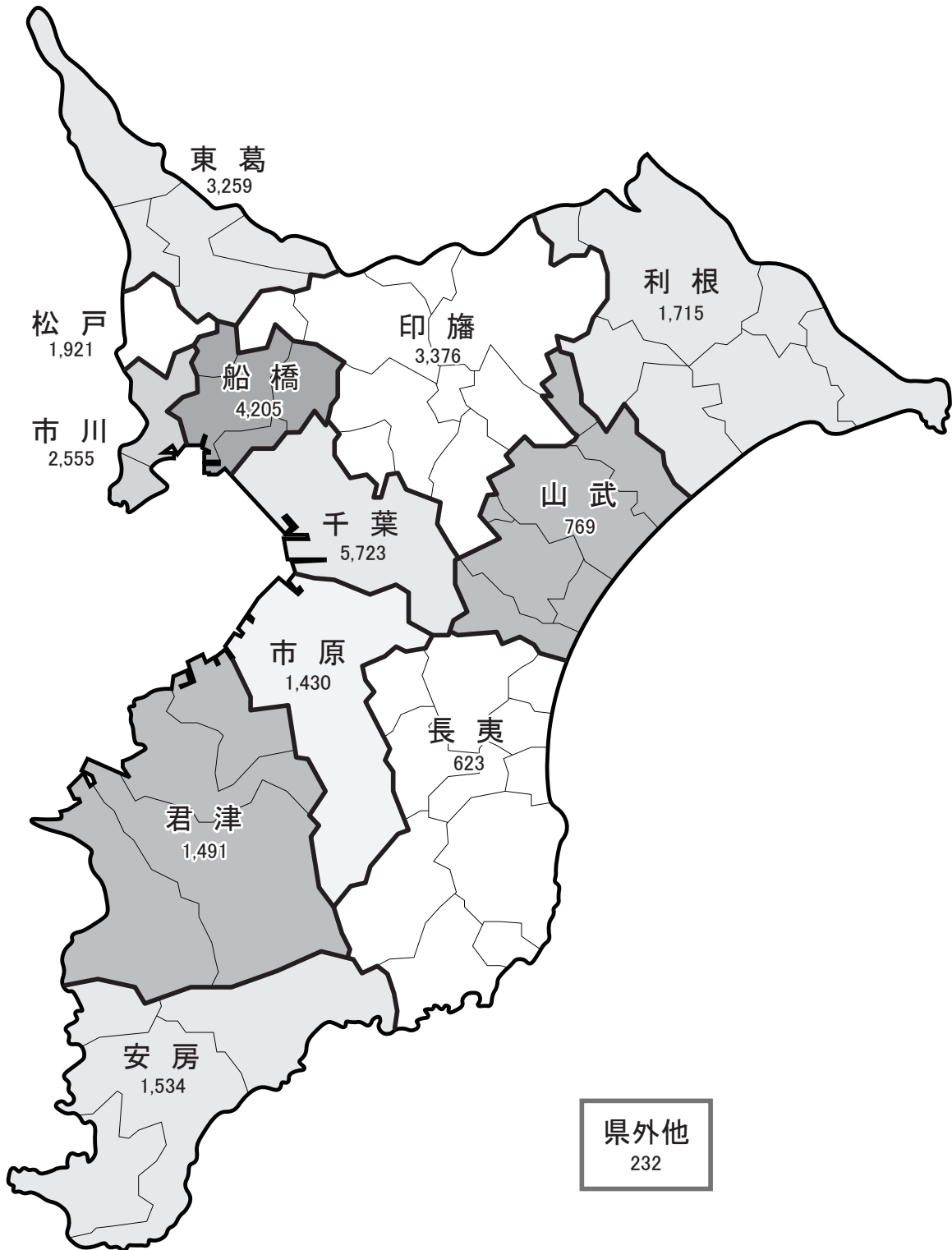
年度別会員数

令和3年3月31日現在

年度	会員総数	保健師		助産師	看護師		准看護師		うち 新入会員	増減値
		女	男		女	男	女	男		
昭和 57 年	4,647									
58	5,788	504		193	3,766		1,325		1,170	1,141
59	6,169	471		212	4,172		1,314		1,287	381
60	6,446	504		235	4,378		1,329		1,174	277
61	6,752	517		238	4,632		1,365		1,106	306
62	7,219	538		285	4,920		1,476		1,146	467
63	8,002	561		313	5,585		1,543		1,527	783
平成元年	8,393	554		331	5,959		1,549		1,403	391
2	8,533	566		355	6,144		1,468		1,250	140
3	8,782	591		376	6,381		1,434		1,320	249
4	9,196	610		387	6,730		1,469		1,518	414
5	9,777	635		414	7,305		1,423		1,608	581
6	10,632	665		451	7,932	131	1,422	31	1,869	855
7	11,473	670		478	8,683	135	1,477	30	1,832	841
8	12,268	685		501	9,342	151	1,557	32	1,803	795
9	13,126	710	1	514	10,096	173	1,599	33	1,911	858
10	14,044	730	2	521	10,965	192	1,602	32	1,980	918
11	14,643	739	4	517	11,590	210	1,548	35	2,006	599
12	15,190	701	5	530	12,114	249	1,558	33	2,001	547
13	15,990	669	4	547	12,785	280	1,659	46	2,000	800
14	16,748	657	4	544	13,331	345	1,814	53	1,591	758
15	17,816	655	6	561	14,221	441	1,882	50	2,457	1,068
16	18,924	664	10	591	15,059	507	2,025	68	2,677	1,108
17	19,388	649	11	604	15,557	577	1,926	64	2,232	464
18	19,467	613	14	584	15,727	636	1,819	74	2,052	79
19	20,173	619	20	635	16,404	687	1,730	78	2,307	706
20	20,790	593	23	660	16,916	801	1,729	68	2,495	617
21	21,446	552	27	628	17,510	933	1,728	68	2,438	656
22	22,075	528	33	648	18,123	1,064	1,606	73	2,386	629
23	22,730	513	26	672	18,701	1,208	1,546	64	2,437	655
24	23,160	522	22	662	19,129	1,334	1,422	69	2,382	430
25	24,135	489	20	701	20,038	1,474	1,345	68	2,616	975
26	24,967	482	26	754	20,760	1,600	1,278	67	2,873	832
27	25,595	460	27	758	21,320	1,762	1,191	77	2,718	628
28	26,143	439	30	790	21,804	1,886	1,119	75	2,817	548
29	26,780	427	34	820	22,383	2,008	1,030	78	2,744	637
30	28,061	425	41	877	23,455	2,154	1,033	76	2,605	1,281
令和元年	28,779	419	37	905	24,066	2,257	1,015	80	2,667	718
2	28,833	407	38	902	24,185	2,299	925	77	2,517	54

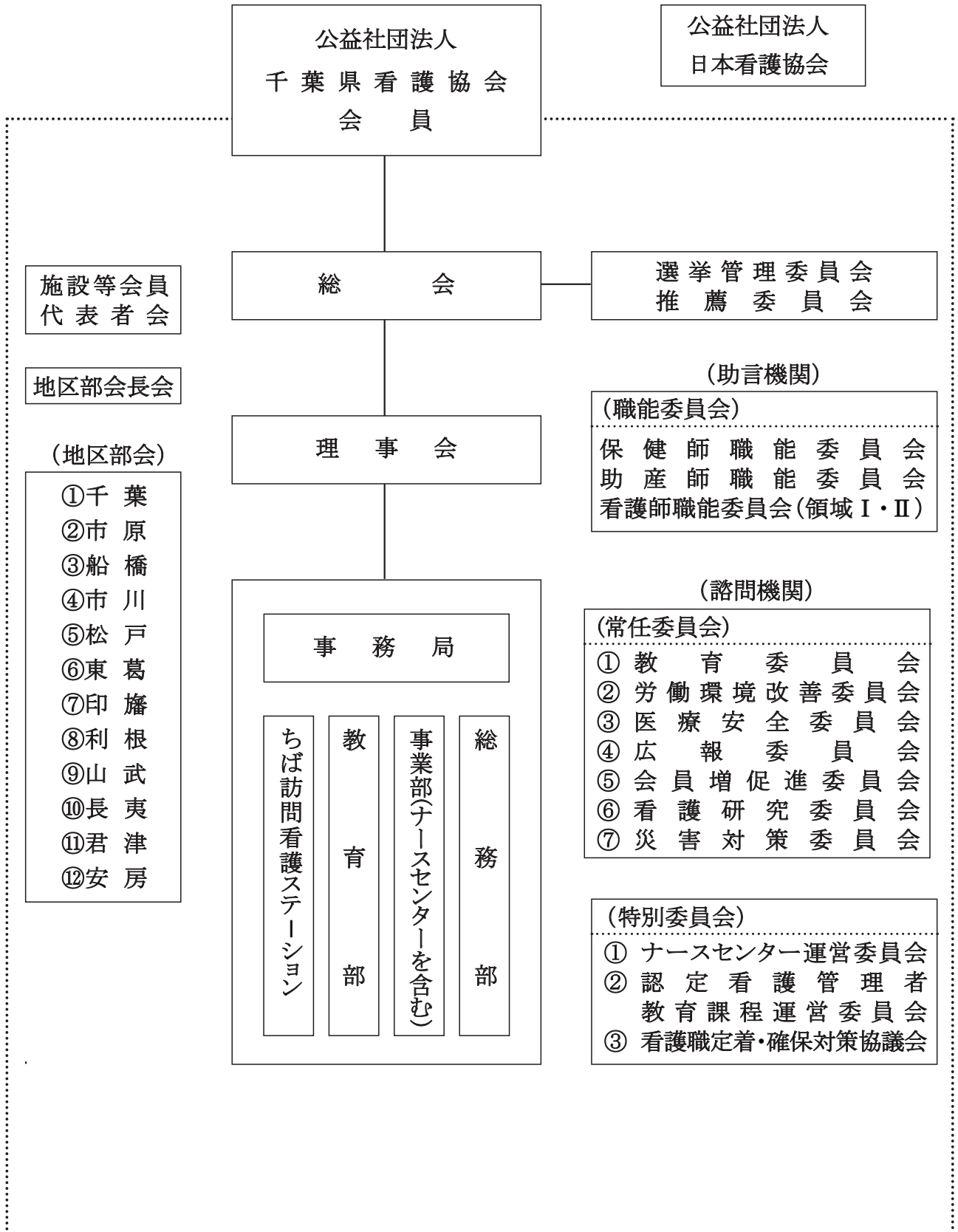
地区部会区分図

※数字は各地区部会の会員数 28,833 名 (令和3年3月31日現在)



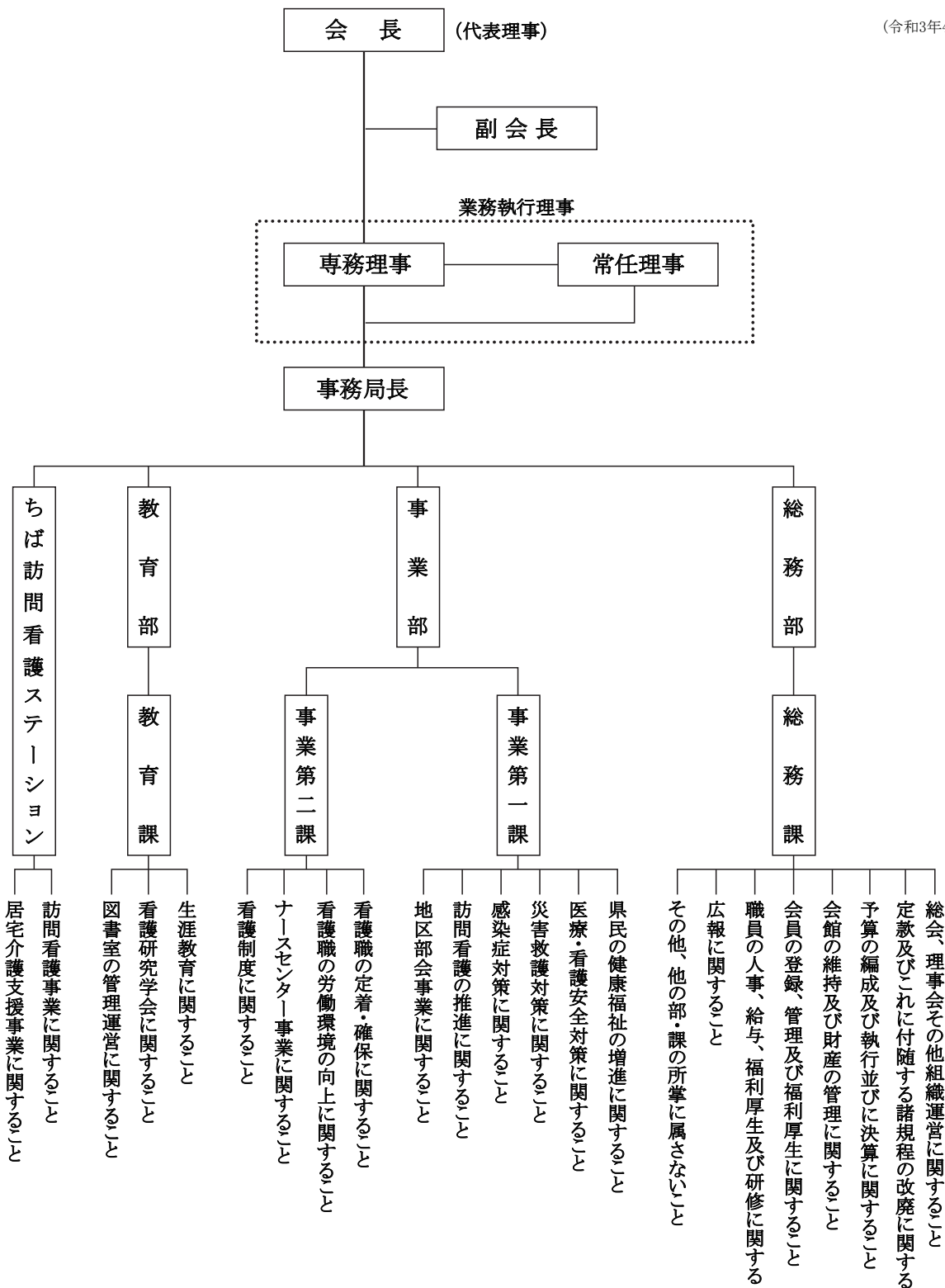
公益社団法人千葉県看護協会 組織機構図

(令和3年4月1日)



公益社団法人千葉県看護協会 組織運営図

(令和3年4月1日)



公益社団法人千葉県看護協会 業務体制

(令和3年4月1日現在)

会 長	寺口 恵子	
専務理事	井上 恵子	総括・法人の組織運営に関すること (総務、人事、監査、職能委員会、地区部会、日本看護協会・行政機関等との調整、国際交流)
常任理事	内山 弘子	看護制度に関すること 看護の資質の向上に関すること 保健知識の普及に関すること 医療安全に関すること
常任理事	渡辺 尚子	人材の定着・確保に関すること 訪問看護の推進に関すること 小児救急に関すること ちば訪問看護ステーションに関すること

総 務 部

事務局長 (1名)	荒川 裕司 (事・嘱託)			
部 長 (1名)	早川 直樹 (事・嘱託)			
総 務 課 (6名)	有川 理恵 (事)	西岡 智恵 (事)	齋藤奈津子 (事)	
	瀬戸 輝夫 (事・嘱託)	佐々木純子 (事)	小松 尚美 (事)	

事 業 部

部 長 (1名)	金子 恵子 (技・嘱託) (事業第二課長事務取扱)			
事業第一課 (4名)	課長 喜瀬はるみ (技)			
	主任 田口 三奈 (事)	浅野 弘恵 (技)	齋藤亜友美 (技)	
事業第二課 (9名)	藤井 佳子 (技)	吉川由美子 (事)		
	伊藤 佑子 (事)	齊藤 美和 (事)		
	市原 京子 (技・嘱託) (ヘルシーワークプレイス推進アドバイザー)			
	※四宮一二三 (技・嘱託) (就業相談推進アドバイザー)			
	※滝口 容子 (技・嘱託) (就業相談推進アドバイザー)			
	※齋藤 洋子 (技・嘱託) (就業相談推進アドバイザー)			
	※関端由美子 (技)			

教 育 部

部 長 (1名)	三枝多可子 (技・嘱託)			
教 育 課 (8名)	福家友美子 (技・嘱託・参与)			
	西山 京子 (技・嘱託) (看護教員養成講習会担当)			
	川上 和代 (技)	松山 千夏 (事)	黒田 玲華 (事)	
	石原 淳 (事)	高橋吏才子 (技)	※関 里美 (技・嘱託)	

ちば訪問看護ステーション (13名)

所長 箱崎 恵理 (技)				
藤城 慶子 (技)	宮川 瑞枝 (技)			
溝口 真木 (事・嘱託)	松原 弥生 (事)			
※笹木早登美 (技)	※岡山 裕子 (技)	※山野内裕子 (技)		
※川口あゆみ (技)	※中田百合子 (技)	※小林真奈美 (技)		
※藤本 敬子 (技)	※川緑美佐江 (技)			

合計職員 44名 常勤 31名 (嘱託 9名) 非常勤 13名 (嘱託 4名) ※印 非常勤

定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人千葉県看護協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を千葉県千葉市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、保健師、助産師、看護師及び准看護師(以下「看護師等」という。)の資質向上を図り、看護師等が医療の担い手として誇りを持ち安心して働き続けられる環境づくりと地域のニーズに応える保健・医療・福祉活動を推進することにより、看護を通じて県民の健康な生活の実現に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 教育・研修等による看護の質の向上に関する事業
 - (2) 看護師等の労働環境等の改善、就業促進等により、看護師等の人材確保・定着に関する事業
 - (3) 訪問看護の推進に関する事業
 - (4) 県民への健康・福祉の増進に関する事業
 - (5) 看護に関する調査研究、看護業務の開発及び看護制度への提言等に関する事業
 - (6) 介護保険法に基づく指定居宅サービス、居宅介護支援に関する事業並びに健康保険法に基づく訪問看護に関する事業
 - (7) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は千葉県内で行うものとする。

第3章 会員

(会員の種別)

第5条 この法人の会員は次のとおりとする。

- (1) 正会員 千葉県に居住し又は勤務する看護師等の免許（以下「免許」という。）を有する者であって、この法人の目的に賛同して入会した個人
 - (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、理事会の推薦を受け、その事業を推進するため総会において定められた会費を拠出した個人又は団体
 - (3) 名誉会員保健事業、助産事業又は看護事業において特に功労のあった者又はこの法人の事業に特に功労があった者で理事会が推薦し総会で承認された個人
- 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(入会)

第6条 この法人の会員になろうとする者は会長が定めるところにより申込書を提出しなければならない。ただし、第5条に定める賛助会員及び名誉会員については、この限りでない。

- 2 第9条の規定により除名された者が再び入会しようとするときは、理事会の承認を受けなければならない。

(入会金及び会費)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は、入会金及び会費として、総会において別に定める額を支払う義務を負う。ただし、名誉会員はこの限りでない。

- 2 会員の資格は前項の入会金及び会費を納めたときから生じる。
- 3 既納の会費は、その理由の如何を問わず、これを返還しないものとする。

(任意退会)

第8条 会員は、会長に申し出ることにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を毀損し又は目的に反する行為をしたとき
- (3) 会員としての義務に違反し又はこの法人の秩序を乱す行為をしたとき
- (4) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該総会の日から1週間前までに当該会員に理由を付してその旨を通知し、かつ総会でその会員に弁明の機会を与えなければならない。

3 会長は、会員を除名したときは、除名した会員に対しその旨を通知しなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 当該会員が死亡し、又は解散したとき
- (2) 免許の取消処分を受けたとき
- (3) 総会員が同意したとき
- (4) その他会員資格に該当しなくなったとき

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、すべての会員をもって構成する。

- 2 賛助会員及び名誉会員は、総会に出席して意見を述べることができる。
- 3 第1項に定める総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 入会金及び会費の額
- (2) 名誉会員の承認

- (3) 会員の除名
- (4) 理事及び監事の選任及び解任
- (5) 理事及び監事の報酬等の額
- (6) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）
- (7) 事業報告書の承認
- (8) 定款の変更
- (9) 事業の全部又は一部の譲渡
- (10) 解散及び残余財産の処分
- (11) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対して、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 会長は、前項の規定による請求があったときは、その日から30日以内に総会を招集しなければならない。

(議長)

第15条 総会の議長は、当該総会において、出席正会員の中から選出する。
この場合において、議長が選出されるまでの仮議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、

出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(議決権の代理行使)

第18条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を会長に提出して、他の正会員を代理人として総会の議決権を行使することができる。代理権の授与は、総会ごとに提出しなければならない。

2 前項の場合における前条の規定の適用については、その正会員は総会に出席したものとみなす。

(書面による議決権の行使)

第19条 理事会において総会に出席できない正会員が書面で議決権を行使することができることを定めたときは、総会に出席できない正会員は、議決権行使書をもって議決権を行使することができる。

2 前項の規定により書面によって行使した議決権の数は、第17条の出席した正会員の議決権の数に算入する。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、総会の日から10年間、主たる事務所に備え置かななければならない。

2 議長及び当該総会において正会員の中から選任された議事録署名人2人以上が、前項の議事録に署名捺印する。

第5章 役員

(役員を設置)

第21条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 18名以上21名以内
- (2) 監事 3名

理事のうち1名を会長、2名を副会長、1名を専務理事、3名以内を常任理事、4名を職能理事（保健師及び助産師はそれぞれ1名、看護師は2名）とする。

- 2 前項の会長をもって一般法人法に規定する代表理事とし、専務理事、常任理事をもって一般法人法に規定する業務執行理事（理事会の決議により法人の業務を執行する理事として選定された理事をいう。以下同じ。）とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることがあってはならない。
- 4 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及びこの法人の使用人もしくはこれに準ずる者が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。
- 5 他の同一団体の役員又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者として政令で定める者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

- 3 業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 4 会長及び業務執行理事は、4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を、調査することができる。
- 3 監事は、総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べるすることができる。

(役員任期)

第25条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

- 2 理事又は監事については、再任を妨げない。
- 3 理事又は監事が第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる

(役員報酬等)

第27条 理事及び監事に対して、その職務の対価として総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準にしたがって算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 理事及び監事に対して、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。

- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める理事等の報酬及び費用に関する規程による。

(役員の実任及び免除)

第28条 理事又は監事が、その任務を怠り、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負った場合、当該理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）が善意でかつ重大な過失がない場合には、この法人は一般法人法第114条第1項の規定により、当該理事又は監事の責任を法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

- 2 この法人は、外部役員との間で、前項の責任について、法令に定める要件に該当する場合には責任を限定する契約を理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

- 3 第1項及び第2項の規定により理事会の決議があつた場合には、総会に報告するものとする。

第6章 理事会

(理事会の設置)

第29条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び副会長、専務理事、常任理事の選任及び解職

(議長)

第31条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故あるときは、あらかじめ理事会において定めた順序による理事が議長となる。

(定足数及び決議)

第 32 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、理事の全員が当該提案について書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案に異議を述べたときはこの限りでない。

(議事録)

第 33 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、理事会の日から 10 年間、主たる事務所に備え置かなければならない。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、代表理事の選定を行う理事会については、他の出席した理事も記名押印する。

第 7 章 職能委員会

(職能委員会)

第 34 条 この法人に次の職能委員会を置く。

- (1) 保健師職能委員会
- (2) 助産師職能委員会
- (3) 看護師職能委員会

- 2 職能委員会は、それぞれの職能上に関する問題を審議し、会長に助言する。
- 3 各職能委員会の委員長は、保健師職能、助産師職能、看護師職能の理事をもってこれに充てる。
- 4 各職能委員会の委員は、理事会においてこれを選任する。
- 5 各職能委員会の構成及び運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 8 章 委員会

(委員会)

第 35 条 この定款に定めるもののほか、この法人の事業を推進するため必要が

- あるときは、理事会の決議により委員会を設置することができる。
- 2 委員会は、それぞれ専門事項に関する調査研究、企画を行い、会長の諮問事項を審査する。
 - 3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第9章 地区部会

(地区部会)

- 第36条** この法人に、地域において第3条の目的を達成するため、地区部会を設置する。
- 2 地区部会の設置、組織及び運営に関し必要な事項は理事会の決議により別に定める。
 - 3 各地区部会は、担当分掌地区の事業計画を審議、企画し、その事業を実施する。

第10章 資産及び会計

(事業年度)

- 第37条** この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

- 第38条** この法人の事業計画書、損益計算書（収支予算書）、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。
- 2 事業計画及び予算書等については総会に報告するものとする。
 - 3 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 39 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 6 号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 第 1 項の規定により報告又は承認された書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第 40 条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度の末日における公益目的取得財産額を算定し、前条 2 項第 4 号の書類に記載するものとする。

第 11 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 41 条 この定款は、総会の決議により変更することができる。

(解散)

第 42 条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う財産の贈与)

第 43 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 ヶ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号。）（以下「認定法」という。）第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金の処分制限)

第 44 条 この法人は、剰余金の分配をすることはできない。

(残余財産の帰属)

第 45 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第 5 条 17 条に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 12 章 公告の方法

(公告)

第 46 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 13 章 事務局その他

(事務局)

第 47 条 この法人の事務処理をするため、事務局を設置する。

2 事務局には、所要の職員を置く。

3 職員は、会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要事項は、理事会の決議を経て、別に会長が定める。

(委任)

第 48 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て会長が定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この定款は、整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第37条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 第22条の規定にかかわらずこの法人の最初の代表理事は松永敏子、業務執行理事は山木まさ、佐瀬けい子及び藤澤里子とする。

附則

- 1 一部変更 平成27年6月18日から施行する。
(第21条第1項 職能理事の定数変更)

看護職の倫理綱領

2021年 日本看護協会

前文

人々は、人間としての尊厳を保持し、健康で幸福であることを願っている。看護は、このような人間の普遍的なニーズに応え、人々の生涯にわたり健康な生活の実現に貢献することを使命としている。

看護は、あらゆる年代の個人、家族、集団、地域社会を対象としている。さらに、健康の保持増進、疾病の予防、健康の回復、苦痛の緩和を行い、生涯を通して最期まで、その人らしく人生を全うできるようその人のもつ力に働きかけながら支援することを目的としている。

看護職は、免許によって看護を实践する権限を与えられた者である。看護の实践にあたっては、人々の生きる権利、尊厳を保持される権利、敬意のこもった看護を受ける権利、平等な看護を受ける権利などの人権を尊重することが求められる。同時に、専門職としての誇りと自覚をもって看護を实践する。

日本看護協会の『看護職の倫理綱領』は、あらゆる場で实践を行う看護職を対象とした行動指針であり、自己の实践を振り返る際の基盤を提供するものである。また、看護の实践について専門職として引き受ける責任の範囲を、社会に対して明示するものである。

1. 看護職は、人間の生命、人間としての尊厳及び権利を尊重する。
2. 看護職は、対象となる人々に平等に看護を提供する。
3. 看護職は、対象となる人々との間に信頼関係を築き、その信頼関係に基づいて看護を提供する。
4. 看護職は、人々の権利を尊重し、人々が自らの意向や価値観にそった選択ができるよう支援する。
5. 看護職は、対象となる人々の秘密を保持し、取得した個人情報とは適正に取り扱う。
6. 看護職は、対象となる人々に不利益や危害が生じているときは、人々を保護し安全を確保する。
7. 看護職は、自己の責任と能力を的確に把握し、実施した看護について個人としての責任をもつ。
8. 看護職は、常に、個人の責任として継続学習による能力の開発・維持・向上に努める。
9. 看護職は、多職種で協働し、よりよい保健・医療・福祉を実現する。
10. 看護職は、より質の高い看護を行うために、自らの職務に関する行動基準を設定し、それに基づき行動する。
11. 看護職は、研究や实践を通して、専門的知識・技術の創造と開発に努め、看護学の発展に寄与する。
12. 看護職は、より質の高い看護を行うため、看護職自身のウェルビーイングの向上に努める。
13. 看護職は、常に品位を保持し、看護職に対する社会の人々の信頼を高めるよう努める。
14. 看護職は、人々の生命と健康をまもるため、さまざまな問題について、社会正義の考え方をもち社会と責任を共有する。
15. 看護職は、専門職組織に所属し、看護の質を高めるための活動に参画し、よりよい社会づくりに貢献する。
16. 看護職は、様々な災害支援の担い手と協働し、災害によって影響を受けたすべての人々の生命、健康、生活をまもることに最善を尽くす。